

市庁舎整備に関する調査特別委員会

(第 25 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 26 年 3 月 18 日 (火)		
開 会	午後 1 時 00 分	閉 会	午後 6 時 26 分
場 所	6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委 員 寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、椋田昇一 有松数紀、橋尾泰博、下村佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係主任：増田和人		
出 席 説 明 員	庁 舎 整 備 局 長 : 亀 屋 愛 樹 庁 舎 整 備 局 次 長 : 中 島 伸 一 郎 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 藏 増 祐 子 庁 舎 整 備 局 主 幹 : 宮 崎 学 庁 舎 整 備 局 主 任 : 黒 田 洋 太 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前 田 喜 代 和 財 産 経 営 課 主 幹 : 福 井 一 朗 兼 庁 舎 整 備 局 主 幹		
傍 聴 者	3 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後1時00分 開会

◆中西照典 委員長

それでは、市庁舎整備に関する調査特別委員会第25回を開催いたします。

24回の特別委員会では、委員長が示しました市庁舎整備に関する調査特別委員会中間報告案を議論していただいたその上で各会派に持ち帰っていただいてまとめてきていただくということにしておりました。

それではまず、会派新から持ち帰った中間報告についての意見をお聞きします。変更するならどういう文章をつけ加えてほしいかというようなことも言っていただければいいと思います。

じゃあ有松委員、お願いします。

◆有松数紀 委員

先回の議論の中では、下から2段目のくくりの部分ということが議論の中心になったというふうに思いますが、全体も含めてですけども、原案に全く異論はないという意見でまとまりました。以上です。

◆中西照典 委員長

それでは結さん、お願いします。

◆橋尾泰博 委員

結のほうでは、やはりこの第4次の調査特別委員会でございますが、第3次の特別委員会の最終報告を受け、その引き続きということでこの特別委員会が設置をされておると、その中でやはり第3次の最終報告に記載をしております住民投票の結果を尊重して、今後市民の皆さんの意見を取り入れながら調査研究をするということでこの委員会が設置をされております。その経過の中で、このたびの中間報告、前回の採決をとる折に、私も採決の取り方がおかしいということで異議を申し上げましたが、この中間報告の中にやはりこの第4次の委員会を設置した目的、これを最初にきちっと明確にさせていただいて、そしてその後我々がどんな議論をしてきたか、そして住民投票の結果を尊重しない、言えは新築論の中間報告になっております。それを大幅に路線の変更をした審議の経過等もわかりやすく記載をしていただいで中間報告の取りまとめにさせていただきたい。言えは私どもの会派は、今日までずっと主義主張を申し上げておりますように、市民の皆さんに住民投票という形で最終の判断を委ねたということでございますので、下の3行、今後は本庁舎を新築することを基本にするということについては了としないと、これは削除していただきたいと、このように考えております。

◆中西照典 委員長

先ほどまとめていただきたいてありましたけど、何か文章はつくっておられますか。こういうふうにしてほしいという文章、何かありますか。

◆橋尾泰博 委員

具体的な成果品は整理をしております。言えは、この委員会の中でも改めて確認をいたしたいこと等もたくさんございますので、具体的な文言等は考えておりません。

◆中西照典 委員長

それでは清和さん、どうですか。

◆下村佳弘 委員

この中間報告案というのは、議会だけにとどまらず、市民の方にもわかりやすい報告にしなければならないということがあります。そういうことを考えれば、下から2段目のくくりの中の5つの方針というものがあるわけですが、この5つの方針というものを具体的に上げて、こういう方針がありますよということを報告書の中に盛り込んだらどうかというふうに思います。あと、変更しなければならないというような箇所はないということで、

その部分だけを変更していただきたいというふうに思います。

◆**中西照典 委員長** じゃあ公明党さん。

◆**桑田達也 委員** 私どもは特にこの中間報告に異論はなく、この3次の特別委員会のこの結論を経て、そしてこの4次の委員会が設置をされていること、また、今後の必要な庁舎のあり方というものも私ども特別委員会として執行部より説明を受けて、そしてこの審議をしてきた経過がありますから、もしこの中間報告の中にさらに盛り込むのであれば、その点について若干文案を変更してもいいのではないかという意見はありますが、おおむねこの中間報告で了とさせていただきますたいと思います。

◆**中西照典 委員長** それじゃあ共産党さん。

◆**伊藤幾子 委員** 会派で持ち帰らせていただきました結果、いろいろ検討をしました。私、きのうの委員会の中で下から2つ目の固まりのところで表現についていろいろ意見を言ったのですが、改めて会派で検討した結果、やはり現状では中間報告できる状況にはないと。中間報告を出す時期ではないということでもとまりました。以上です。

◆**中西照典 委員長** それぞれ各会派の意見がありました。まず、今お諮りしたいのは、共産党さんが今言われました、中間報告の時期でないという、今これから中間報告をしようとしているときにこういう意見がありました、それにつきまして何か意見がある方があれば。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** ちょっと言葉足らずですが、この市庁舎問題は、市民からも大変注目されている課題であると、それは私も認識しております。であるからこそ、やはりその中間報告をするのであれば、本当に市民にわかるものにしないといけないと思います。そのわかるようにするための一つとして、まず初めのところにやはり今回、第4次のこの特別委員会が何を目的につくられて、本当に何を任務としてこの間いろいろ議論なりしてきたのかっていうところをやはりきちんと書かないと、やはりわかりにくいだろうと。じゃあそういったことがちゃんと議論されてきたのかって考えると……。

◆**中西照典 委員長** ちょっと待ってください。それは、中間報告の時期でないということで、今言われるのは中間報告するならそれを書きなさいということですか。じゃなしに、はいはい。

◆**伊藤幾子 委員** だからね、ちゃんとそこが委員会として明らかになっていないと理解をしているので、時期ではないということです。

◆**中西照典 委員長** 今そのような共産党さんからの意見がありましたけども、何か委員の中でこのことについてあれば。

有松委員。

◆**有松数紀 委員** この何回か、特に集中的に審議が進んできたというふうに思っていますけども、再々言っていますけども、委員長から中間報告を出すのだということで議論を深めていただきたいということで審議をしてきました。そういった意味では、中間報告を出す時期ではないという発言自体が非常に私には奇異に受け取れるといいますか、全く理解ができないという状況です。

◆**中西照典 委員長** 橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 私、先ほどちょっと申し上げただけども、この我々の特別委員会を設置した目的ということ、これ特別委員会ができた折に私も2回目の委員会だろうか、3回目の委員会だろうか、この委員会は何を目的に審議を進めていくのか、そこを委員の皆さんと共通認識を持って議論を進めていかなければならんと、委員長さんどう進行していくのかという提案を、確認というか、そのことを申し上げております。そのときに、中西委員長は、この第4次の特別委員会は、第3次の特別委員会の報告を受け、この第4次の委員会の設置になっておると。それで、そのときに発言をしておられるのが、やはり最終報告に盛り込まれておる検証作業の結果、そのまとめとして、住民投票の結果を尊重し、今後も市民の皆さんの意見を取り入れながら調査研究を続けていくという報告になっておると。第4次の特別委員会としても、その基本的姿勢を基本としてこの第4次の特別委員会の審議に入りたいと、このことについては下村委員もそのような発言をしておられます。そこでこうやってスタートしてきたわけですがけれども、今日までも議論した経過の中で、言えば先日この現本庁舎を耐震改修すべきか否かというような採決ということは、今までの審議経過を踏まえれば真逆の採決という形になってくる。やはりそうであるならば、今日まで議論した経過も踏まえて市民の皆さんにわかりやすく、やはりこの報告書では市民の皆さん、よく御理解できないと思うのですよね。だから、こういう議論をしてこういう結論になりましたということは、市民の皆さんの選択とは真逆のことをやるわけですから、こうこうこういう理由でこうなりましたというような部分を記載しなければ、なかなか市民の方にも理解できない。そういうこともありまして、やはりそこら辺をもっと経過も、字数がふえるかもわからんけども、何とかそこら辺を市民の皆さんにわかりやすく、我々はこうこうこういう理由でこういう結論に至ったというような記載を織り込んでいただきたいというふうに思います。

◆**中西照典 委員長** 有松委員。

◆**有松数紀 委員** 橋尾委員が真逆なという言葉が言われましたけども、何もそれは真逆だという表現は当たらないと思いますし、かねてからこの現在本庁舎を耐震改修し一部増築ということが、住民投票第3次の部分ですよ、で議論をされてきて、議論の集約といいますか、そういった部分に関しても、この本庁舎をどうするのだという諮り方が真逆というような表現には当たらないと思いますし、そのことを委員長がしっかりこの本庁舎をどうするのだということを議論してくださいってことで我々も議論を深めていき、主張される橋尾委員も当然棕田委員も伊藤委員も、当然この本庁舎を使うのが住民投票の結果だということを言ってこられたわけですが、私自身はその住民投票、その当時の部分とは違って、この本庁舎を耐震改修することにメリットがあるのかないのかという部分に関して示していただきたいと随分お願いもしましたし、その部分に関しては理解を私もできる部分はしたいということでしたけども、そういう部分に関しては感じられる答弁というか意見はなかったと私は思っておりますしね。それ以降に関しては、お互いの議論が堂々めぐりになったということを踏まえて委員長は採決に踏み切ったということですから、今回の進め方というものに全く問題はないというふうに私は理解をしておりますし、真逆というような話はないのだと思っています。

◆**中西照典 委員長** 意見は今までのさまざまな委員会の、さまざまになって、今までの委員会の中

のやはり延長線上であります、もう一つ橋尾委員から、最後の3行は削除してほしいという意見が先ほど出ていました。このことについては、委員長としてはこのままでいいと思いますが、皆さんどう思われますか。思われますかって、そういう意見が出ています。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 その部分じゃないのですけどね、ちょっと初めのところをちょっと再度確認させていただきたいのです。私たちは、共産党は、今、中間報告できる状況にないと、その時期でないって意見言いましたけれども、決して私、議論に参加しないというつもりはありませんので、その中間報告案で出されている一番上のところの、市庁舎整備に関する調査研究を目的とし9人の委員で設置されまして、この委員会の目的が書かれているのですけれども、第3次の委員長報告で、市庁舎整備は喫緊の課題であり、住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れて調査研究を続ける必要があるものと申し述べていくだけがあるのですが、これを任務といいますか、役目としてこの特別委員会はこの間いろいろ議論をしてきたということがみんなの共通認識が図れるのであれば、ぜひ私はその言葉をここにやはり書くべきだと思うのですよね。ちょっとその確認を、私はそういう認識にないと勝手に私が理解をしておりますので、それがどうなのかっていうのをちょっと初めに確認をしていただけないでしょうか。

◆中西照典 委員長 それは確認っていう、それは中間報告をしてもいいという態度ですか。ちょっとその辺のところをはっきりさせてください。

◆伊藤幾子 委員 そこだけがおかしいって言っているのではなくて、いろいろおかしいところがあるので、一つ一つ私は確認をとって考えていきたいと思しますので、そういうことです。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 住民投票を尊重し、今後も市民の意見を、声を取り入れということの認識がないということではないですよ、伊藤委員ね。3次の特別委員長の最終報告を受けて、4次のこの特別委員会が設置をされた、その経過であり目的というのは、まさにこの3次の特別委員長の報告を私たちが受けとめて、そしてこの私たち自身がこの4次の特別委員会を設置をしているのですから、そこをあえてこの中間報告の冒頭なりに盛り込む必要は私はないと思います。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 この出発点、先ほども中西委員長が2回目、3回目の確認をとったときに、そのことを基本としてこの特別委員会で議論を進めていくということでおっしゃって、そういうことで議論を進めましょうということでこの委員会スタートしたわけですが、やはりこれは第1次、第2次の特別委員会と違って、住民投票を実施し、そしてその住民投票の結果に伴って第3次の特別委員会をやった。やはりこの住民投票を実施したということは、大変重い市民の皆さんの判断であると、直接民主主義という言葉で表現したのがいいのかどうかわかりませんが、私はそういう経過があるのであれば、その方向で議論を進めていく。しかし、今回中間報告をしようというまとめというものが、その市民の皆さんが選ばれた耐震改修及び一部増築案、この案を採決によって否決をしたと、そうであるならば、やはりその大きな路線変更を我々特別委員会が議決をしたのであれば、そこに至るまでの経過も含め、そしてこう

こういう理由でここに至ったという報告を少なくとも盛り込まなければ、我々の特別委員会の使命が果たされないのではないのですかということで、もっと市民の皆さんにこの報告を一つ読んでいただいてもわかりやすく、納得できる報告書という形で取りまとめの努力をしていただけないかということをお願いしておるのであります。住民投票を無視するということについて、私どもは断固異を唱えさせていただきたいと思います。

◆**中西照典 委員長** 橋尾委員、例えばどういう文章を盛り込んだらいいかという例えを言っていたかないと、どちらにしてもこれは文章をつくるにしてもまた前と同じような、橋尾委員が納得される文章というのがあればちょっと今考えてでも、こういうのを盛り込んでほしいというのがあればお願いいたしたいと思います。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 先ほど言った第3次の委員長報告の部分、あえて書く必要はないと桑田委員は言われましたが、私は書く必要が大いにあると思います。それは、やっぱり市民にわかるように報告をしようと思えば、この特別委員会がどういう任務を持っているのかと、どういう目的でつくられたのかっていうのをやはり詳しく書くっていうのは当然必要なことだと思います。

それと、私は第3次の委員長報告、委員会報告を受けて、当然この特別委員会がつくられてそれをもとにやられるものだと思っていましたけど、どうもその共通認識が持てないなというふうに私は受けとめているので、そこが皆さんね、いやいや違うよと、第3次の委員会報告を受けて住民投票の結果を尊重して、そして今後も市民の声を取り入れて調査研究を続けていくというのがこの委員会の、今回の委員会の任務だということであれば、何にもここに書いても問題はないわけですね、逆にそういう認識がないのだったらそりゃ書かれたくないやろなと思いますし、だからやっぱりそういったことがみんなが合意していることなわけなので、そういったことは載せて何の問題があるのでしょうかというのが私の意見です。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 認識がないのではなくて、私たちはこの3次報告を大前提としてこの4次の委員会を設置しているということはね、私はこの特別委員会の皆さんのこれは共通認識だと私は思っていますから、伊藤委員はあえて3次の特別委員長報告を載せなければ理解が進まないとおっしゃっておられる、その見解の違いなのでしょうけども、いずれにしても、昨日の特別委員会でこのような議論がいつまでも続いておるわけにはいかないと、先ほどありましたけども、伊藤委員からもあった喫緊の課題だと、時間はないのだという状況の中で中間報告をまとめないといけないわけですから、ですから私はこの昨日、明日のこの特別委員会には文案をまとめてきてほしいというふうに申し上げているわけですし、それで昨日の委員会解散になっているわけです。ですから、共産党さんも結さんも、それぞれの御意見があるのでしょうか、きちっと本来であれば昨日の特別委員会を受けて、この特別委員会に最低限文案を提出されるべきではなかったのでしょうか。今、きのうと同じような御意見がまたこの本日の特別委員会でも続くようなことであれば、私は全く意味がないと思う、きのう解散をした、はい。

◆**中西照典 委員長** じゃあ棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 間違ったことは書かんがいいというよりも書いたらいいんですが、そうでな

ければよりわかりやすくというところは私はちゃんと明記したほうがいいと思いますよ。先ほど下村委員もおっしゃっていましたが、議会の我々にとっては当たり前のことであっても、やっぱりそれが市民に十分伝わっていなかったり、市民にはわかりにくいこともありますから、やはり議会の我々がわかるっていうだけではなくて、市民にもわかりやすいものにしたほうがいいと思うのですね。そういう意味でいいますと、今の議論になっている目的の部分ですけれど、例えば文案としたら、本特別委員会は、第3次特別委員会の最終報告にある、ちょっとここからその第3次の報告の一文を引用したらと思いますが、市庁舎整備は喫緊の課題であり、住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れて調査研究を続けることを目的として、平成25年1月16日第1回鳥取市議会臨時会において9人の委員で設置されまして、こういうふうを書くことについては何ら問題ではないのではないかと、むしろわかりやすいのではないかと思います、その点はいかがですかね。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 私は別にあえてそのことを盛り込むのであれば、それを盛り込まれても結構だと思いますけども、私は最低限そういったことは十分承知の上でこの特別委員会ができておるということを共通認識が当たり前というふうな私は認識で、この設置されているのだと思っていましたから、そこのところが理解ができないということであれば改めて盛り込まれても私はいいのではないかとこのように思います。

◆**中西照典 委員長** 寺坂委員。

◆**寺坂寛夫 委員** 私はそのことに異論はないわけですけど、最初の段階ですね。私の考え方は、清和会のほうの下村さんが言われました5つの方針というのがありましたですね。その辺も具体的に出されたほうがいいかなと思いました。住民投票の時点で議論が不十分だったということがありましたわね。十分でなかったと。それで市庁舎整備の5つの方針ですわね、防災機能や市民サービス機能の強化、この5つについても広く市民の意見を取り入れていますし、それとまたここで議論をしながら結論が出たという格好はもうそれを取り入れたらいいと思います。

◆**中西照典 委員長** 下村委員。

◆**下村佳弘 委員** 私は総合的に見てこの文面で理解できると思うわけですけども、ただ先ほど出しましたように5つの方針、これは市民の方にはわからないということで、これは書くべきだろうというふうに思いますし、あと、一部委員からは現時点で採決を認められないという意見がありましたということがありました。これはやっぱり最後の段とも関連するのですけども、この採決をとってなければそれでもいいと思うのですけど採決とったわけですね、実際に。結果も出たということで、これを書かなければやはりこの中間報告にならないというふうに思いますし、今後は本庁舎を新築することを基本にというふう書いてある部分は削除したほうがいいのではないかとこのような御意見もありました。それについても、新築という部分を委員長が諮られたように耐震改修を実施しないとか、本庁舎を使用しないというふう書き直すということはあっても、この部分がなかったら方向性を出したということにはならないというふうに思うので、こういう書き方というか、直すならその部分を修正するということであって、この文面自体は問題ないというふうに思います。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 この採決をする折に、この特別委員会で私も何度も申し上げておるのですが、この住民投票をかける折にこの2号案というものを議会で検討して、これが対案として議会で考えられる一番よい対案だということで決めたわけですが、これもやはり言えば市民の素人の方が概算を積み上げて提案したものではなくて、やはり一流の設計士、建築家の皆さんの御検討をいただいてこの2号案というものを、概算を積み上げた2号案というものを出示しております。そして、この市庁舎整備局のほうも、この現本庁舎が耐震改修を施せば活用は可能だと、こういうことをこの全体構想の中でも御提示をいただいております。

そういう状況の中で、この耐震改修及び一部増築案ができないということではなくして、できる方法もある中でこの現本庁舎を耐震改修するのかしないのか、やはりこれをこの中間報告のこの時点で採決をとられるということは、やはりこの時期を踏まえて議論、今日までの議論を踏まえて余りにも乱暴、強引な審議運営ではないのかということで私は前回の採決する折には採決に加わることを拒否させていただいたという経緯があります。ですから、やはりここも、採決をしたからもうあとは報告するだけだということも一つの理論としては成り立つのですが、やはりもっとこう、何ていうのですかね、ここに至るまでの経過を、やはり審議の経過も入れないことにはこの結論だけを記載をするということではなかなか市民の皆さんにわかりにくいだろうというふうに思っております。

それから、先ほど寺坂委員のほうから5つの方針を具体的に下村さんが記載をしたらということで、その合意がとれたということでございますが、5つの方針出ていましたよね、これを議論していく基本にしようということは合意をいたしました。ただ、この5つの方針についても、新築をする場合と耐震改修をする場合と、やはりその機能、設備においても、やはり委員にとってはまだまだ温度差もあると思うのですよ。やはりそういう具体的な中身の議論はまだまだ尽くされていない。ですから、5つの方針について検討をするということは合意をとったわけですが、その中の議論がまだまだ私は審議が足りていないということも申し上げておきたいと思えます。

◆中西照典 委員長 今おっしゃいましたこれ、それどう、この中間報告をどういうふうに、何っていうか、変更するとかそういうところではどうですか。ちょっと橋尾さん、今たくさんおっしゃいましたけども、つまりこの報告書をどういうふうにするっていう意見で今おっしゃったのですかね。

◆橋尾泰博 委員 きょうが24回目ですかいな、特別委員会は。25回目ですか。25回、特別委員会と審議をして、委員の皆さんそれぞれ主義主張をぶつけ合ってきたわけですが、中間報告という形でこのA4のペーパー1枚、これで本当に我々が苦勞して今日まで来た審議の経過、内容、そして結論に至ったことについて本当にこの報告を出させていただいて御理解をいただけるのかどうなのか、やはりその部分をもう少し報告書として中身を充実していただきたいと、このことを申し上げております。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 少なくとも私たちはこの中間報告を了としているわけですし、そうではない、

さらに盛り込むべきこの内容があるのだと、先ほどから結さんも共産党さんもおっしゃっておられるわけですから、文案を出されたらどうでしょうか。今、橋尾委員、5つの方針一つをとっても、これは特別委員会で合意を得ています。5つの方針、それ自体は。しかしながら、先ほど橋尾委員がおっしゃったように、その中身の審議っていうのはさらに最終報告までこの審議も熟議を重ねていけばいいというふうに私も思いますし、これからまだ特別委員会もあるわけですから。まずはこの合意を得た5つの方針、それ自体をこの文案の中に盛り込むことは何ら私は異論はないし、異論を差し挟むことでもないというふうに思います。さらに、主張をぶつけ合ってきたと、24回にわたり。それを全て、その内容を盛り込むのはそれはね、主義主張を一つ一つ盛り込むのは当然これは不可能なわけですし、ですから、私たちはここの文案についてはいいわけですから、これで、いいとは言っているわけですから、ですから橋尾委員、また棕田委員、伊藤委員、昨日から丸一日たっているわけですよ。ぜひ文案をお示しいただきたい、そういうふうに思います。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 先ほど来、複数の方から5つの方針のことについてのちょっと御意見も出ていて、私もそれ、また議論に加わりたいと思いますが、その前に、皆さんで、全員で了解できるものがあればそれはそれで整理していけばいいわけですから、先ほどの目的のところについては、反論、御意見があればもう少し委員長のほうで皆さんから意見聞いていただいたらもちろん結構ですけど、何か了解いただける感じかなというのを思ったものですから、了解できる部分は重ねていく中で検討をしていく。そして一つ一つ議論をしていく。私は次に5つの方針のところの議論にも加わらせていただいてもいいかなと思っていますけど、そのあたり委員長、取り計らいをしていただいたら。

◆**中西照典 委員長** 委員長としては、第3次の報告を受けてというところで僕は続けていけばいいと私は思っていますけども、皆さんはもう一度どうですか。その目的について第3次からずっと話されましたけども、第3次っていうのはもう報告が出て、その報告を受けた、で、この第4次ができているんで、その報告を受けて第4次ができるとというふうな僕は文章でいいと私個人は思いますが、皆さんどうですか。

ちょっとはいはい、棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 同じ意味合いだとするのであれば、長文になれば別ですけどそう長文じゃないわけですから、より市民の方にもわかりやすいので、先ほど申し上げましたようにその第3次のというところは何を指しているのかというと、市庁舎整備は喫緊の課題であり、住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れて調査研究をしていくと、続けていくと、こういうことですから、それを目的にということを入れることについては、私は何か皆さんで了解いただけたらとか合意できるじゃないかなと思って先ほどちょっと提案させていただきましたので、ちょっとその点よろしくお願ひしたいと思っています。

◆**中西照典 委員長** それを受けて僕の意見であったのですが、有松委員。

◆**有松数紀 委員** 私は委員長の言われるとおりで特にその部分を入れる必要はないという立場で意見は言わせていただいて、先ほど来、伊藤委員が目的をきちんと明確にするべきだという

ことで、私は特に反対はしません。ただ、その目的を入れることによって住民投票の結果が全てだという考え方でおっしゃっているのであれば、それは全く当たらないと、そんなふうを受けとめていますのでね。だから、そういう一方的な考え方の中でこの文言を盛り込もうとしておられるのであれば、私はそういうことには賛成はできません。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** この中間報告は何のために出すかということですよね。やはり市民の方にもよくわかっていただくためにやはり出すということもあると思うのですよね。第3次のって言ったところでわかりませんよ。それに、ちょっとうがった見方を有松委員さんされていると私思うのですが、住民投票の結果を尊重して今後も市民の声を取り入れて調査研究を続ける必要があるという第3次報告を受けて、この特別委員会がつけられましたと。じゃあこの特別委員会はそれを受けてどのような議論をしてきてこうなったのかっていうことをこの後に続けて説明をしていくとか、市民に対してどう報告していくかって考えていく出発点というのかな、そういうことなので、私は、よりわかりやすくやはり市民の方にこれだけ見てもわかるようにしていくという意味で言っているだけなので、ぜひ入れてください。

◆**中西照典 委員長** 先ほどから言いますね、共産党さんは、中間報告に加わらないと言われながらそこまで言うなら、文章をね、そのことをきちっと、今私は文章、こういうふうに、これをこういうことを盛り込むべきだという文章を出していただいて、皆さんで、じゃあそれをどうしようかという俎上にのせていただくような文章を出していただかないと、なかなか進んでいきません。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 私がそこを、だから、一つ一つ確認をしないと私のこの委員会にずっと出てきた受けとめは、まず今言った目的のところも何かどうも合意していないようじゃないのかなという、そういう受けとめだったので、持ち帰って相談した結果、それじゃあちょっと出せる状況じゃないよねということになったわけで、一つ一つそうやって確認をさせていっていただいて、何ていうのかな、そういう議論を許否するものではないので。

◆**中西照典 委員長** 待ってください。伊藤委員、皆がそれを確認していないってことを言われます。今までこの、25回の委員会の中に伊藤委員がどれぐらい言われました。それで、皆さんはそのことを確認してきているって伊藤委員も知っておられるでしょう。知ってないですか。

(発言する者あり) ちょっと待ってくださいよ、待ってください。今までの議事録読んでください。何回確認して、じゃあ委員の方、今の意見、どうですか。

有松委員。

◆**有松数紀 委員** 何度も言っています。それ市民の声を聞きながらこの議論は進めてきたのですよ。だけど、その考え方が、住民投票が全てだと言われる委員の方と、その住民投票の示された2号案ができないということを受けて民意が動き始めたということ踏まえながら、住民の声を聞きながらこの議論を進めてきた、委員との考え方の部分には大きな溝があるという話をしながら、その部分は執行部が出された4案の中で本当に市民のため、鳥取市の将来のためにはどういう庁舎のあり方がいいのだという確認に入っていこうということを何度も言ったじゃ

ないですか。だから、そんなこと一々盛り込む必要はないのだと改めて言っているのです。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** それは、何回も何回も議論を重ねてきた経過の話でしょう。私がまず言っているのは、これがつくられた最初の目的、最初の時点、そこから出発してその間いろいろ議論があって、有松さんの言うようなこともあれば私が主張していることもある。それが経過でしょう。もともとの出発は今言ったように住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れて調査研究を続ける必要があるという第3次の報告に基づいてつくられたのだから、これは事実だから別に問題ないじゃないですか。

◆**中西照典 委員長** はい、下村委員。

◆**下村佳弘 委員** 伊藤委員による住民投票の結果を尊重しということは、結果的に耐震改修を絶対しないといけないということを示しているというふうに捉えていいのですか。そうすると、今回の採決というものはないのだということになりますよね、直線的に言えば。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** その部分は、ずっとこの委員会の初めのところにやっぱり確認させていただこうと思って何回かやっぱり言ってきたことですよ。そこではやっぱり、私は全然共通認識持たれずにずっと委員会が進められてきたと思っているのですよ。今、下村委員さん言われたけども、私は当然、住民投票の結果を尊重しというのは耐震改修ってということで、これは私も第3次の委員会に出ていましたけども、そこでも私はそのように皆さんが共通認識を持られたと私は理解をしておりましたので、だから当然、住民投票の結果を尊重しというのは耐震改修を基本としてやっていくという、そういう前提で私はずっとこの委員会を出ていました。でも、それを違う違うとかって言われるのはほかの委員さんのこと、ほかの委員さんがそうやって言われるだけであってね。

◆**中西照典 委員長** 有松委員。

◆**有松数紀 委員** その認識が違うから共通認識にはならないのですよ。だから、あえて伊藤委員が自分の論調で言われる市民の声を取り入れながらという最終的な目的は、本庁舎耐震改修ということが全てだという考えで言われるのであれば、賛成はできないと言っているのです。それ以降の民意が変わってきたから、我々は4つの案の中で、執行部が出してきた4つの案、これは我々が出させたのですよ。案を示しなさいということで出させてきたのですよ。その審議に入らないって言うようなことはあり得んでしょう。だから、真摯にその4つの案の中の本来鳥取市が目指すべき庁舎はどうなのだとすることを議論しましょうということ saying してきたわけで、改めてそんな話を、そんな文言を盛り込む必要全くありませんと言っているのです。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** それぞれの考え方はあるかもしれませんが、まず客観的な事実としてこの第3次の、私が先ほどから朗読をしてお伝えしている、それを目的にこの委員会が設置されたことは事実ですから、その後いろいろ議論がある、その中で平行線の部分もある、意見の違いもある、しますがね、まずスタートのところはそういうことでスタートしたってことはこれ一致しているじゃないのですかね。よく言われる、それ客観的な事実でしょう。

◆**中西照典 委員長** 有松委員。

◆**有松数紀 委員** じゃあ住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れながらということを入れたにしても、住民投票の結果が全て本庁舎耐震改修を基本としている考え方にはつながらないという考えの合意のもとで入れるということではよろしいですか。

◆**桑田達也 委員** 私は、それには合意できないから共通認識をとれないと言っているのですよ。民意は取り入れているのですよ、我々も。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 先ほどからおっしゃっておられるその文言を入れることによって合意が図れれば私はそれをよししたいと思いますけども、ただ気になるのは、その住民投票を尊重し、今後も市民の声を取り入れながらというのは、3次の特別委員会、住民投票を受け、多数の結果であったこの耐震改修及び一部増築案、この内容について3次の特別委員会で審議を重ねてきて、その結果、実現困難という結論を受け、次のステップに移るために私たち3次の、伊藤さんもそうでしたけど私も委員でした3次の特別委員会の委員長報告では、住民投票のこの結論は尊重するけども、さらに市民のより多くの声を取り入れながら次の確かな庁舎整備に向けてスタートを切るのだという、そういう意味合いなわけです。しかしながら今、伊藤委員がおっしゃっておられるのは、住民投票を尊重するという文言を入れることによって、またもとに戻ってしまうような議論になってしまえば、それこそ私たちがこの4次の特別委員会を設置したその目的すら失ってしまうことになりかねない。だから私は、盛り込んでもいいけども、それは3次から4次に向かった経過として盛り込むのはいいけども、だからといって住民投票が多数を得たから何も議論もせずに全て従えというようなことではないということは私ははっきりと申し上げておきたいと思うし、そこでそういう意味合いのもとで合意をされるのであれば、この合意が見られるのであれば、私はそれでもいいと思いますよ。けども、もとに戻る議論ではないということは伊藤委員にもきっちり腹入れをしておいていただきたいと思います。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** その認識の違いはずっと来ているので、私は別にここでそれにごちゃごちゃ言うつもりはないのですが、なぜやはりそういうことを書かないといけなかったかというと、それに基づいてこの委員会がどういう審議をし、どういう調査をし、どういう研究をし、そういったことをこの後、報告でやはり述べていかないとわからないでしょう、市民。何かこう、それね私らこれ中間報告できる状態じゃないと、状況じゃないと、その時期でないという判断をしたのは、やはりこれだけ見ても何のためにつくられた委員会かもわからないし、どんな具体的な議論を重ねてこういう結果になったのか、結果の出し方はすごく異論がありますが、やはりそういう点で一つ一つわかりやすく市民に知らせていくには、議論の経過をですよ、やはり出発点としてそこを明確に、住民投票の結果を尊重してという、そのとらまえ方はいろいろあるというのはよくわかりますけども、でも掠田委員も言われたように客観的にそれをもとにつくられた委員会なのだから、それは事実としてやはり書くべきで、そうされれば私も次の議論への頭の整理がつきますし、そういうことは言っておきたいと思います。

◆**中西照典 委員長** 今先ほど、特に橋尾委員のほうからさまざま提起されたのですが、それ

をやっぱり橋尾委員としてこういう文章をとということがあれば、やっぱり文章を出していただかないところは、少なくとも委員長、副委員長としてこれは今時点では最良だと思って示しておるところです。それについて、いや、この文章をこうしなさいと、こういう文章を入れなさいということでない、いつまでたっても進みませんので、その辺のところをぜひお願いしたいと思います。少なくともこの文章に対して清和、公明、新はこれでいいだろうということでもありますので、それにやはり問題があるとされているわけですから、そこのこの文章をこうしなさいと、これをどうしなさい、それを言っていていただいて皆さんと諮っていただいて、よりよい文章をつくっていかれたらと思っております。

有松委員。

◆**有松数紀 委員** いろいろ部分的な意見が出てきておるわけで、私はもうこの原文でいいというふうな判断ですから、つけ加えるものは必要ないと思っていますけども、伊藤委員がその目的の部分を中心に盛り込めという話がありましたから、その部分、今はそれを盛り込むべきなのか、そこら辺はかりもって1つずつ片づけて前に進むということにさせていただきませんか、議事整理として。

◆**中西照典 委員長** ちょっと橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 委員も今委員長もそうおっしゃったし、先ほども桑田委員のほうから具体的に文章を書いてきて提出をという話があるわけですが、私は、今までわかりやすいように審議の経過も入れて、報告を読んでわかるようにしたらどうですかということを提案いたしました。言えばこの文章の中に書いてあるこれで、例えば住民投票の時点では議論が十分でなかった市庁舎整備の5つの方針により、耐震改修一部増築案、新築案を支持する委員に分かれる中、それぞれの案について議論が重ねられ、十分な時間を費やし審査されてきたところでありますが、市庁舎整備は喫緊の課題であり、早期の方向性を出す必要があることから採決に至ったと、これ読んでわかりますか。書いてこいっていう、私はその中身、審議の経過も踏まえて第3次の報告書を受け、この特別委員会ができて、その中で議論をして、そしてこの結論に至った。その結論に至った部分をどなたが読まれても、こういう審議をしたのだな、こうこうこういう理由で方針転換を図ったのだなということを入れていただきたいということを申し上げました。それで、有松委員のほうからはこの文面でよろしいというお話がありました。私を書いて皆さん了とされるのですか。要は私が提案をして、皆さん方が、ああ、そうだな、そういうことならちょっとわかりやすく書かないかな、いや、そんな必要はないよっておっしゃるのか、それをやっぱり委員長さんがしんしゃくをさせていただいて、それでやっぱり我々この中間報告の文面についても今までの議論を踏まえて委員長、副委員長にお願いをし、この提案をしていただいたわけですから、やはり今の私の提案に対して委員の皆さんがどうお考えなのか、それでそれ了とされるのか、否とされるのか、そこら辺を諮っていただく中でやはり委員長、副委員長さんに公平公正な立場でこの中間報告というものを検討していただくというのが私、筋だと思いますよ。私を書いて皆さんが認めていただけるのなら全会一致で、そら書いてきますよ。そうならんでしょ。

◆**中西照典 委員長** そうならんでしょって言われますけど、やはりこれは文案をきっちり書い

てきてくださいっていうのは、出してくださいっていうのは先回のときに皆さん持ち帰られるのでということで言っておりますので、持ち寄ったものを皆さんで話し合ってくださいということで、出されたものが全て了っていうことにはならないと思います。

下村委員。

◆**下村佳弘 委員** 今、橋尾委員の言われることも一理あるわけで、私は字句の整理の程度にこれとはとどめるべきだというふうに思います。これは実際に、前回採決をしてこうなったという、こういう事実があるわけですね。この事実を客観的に載せるということはやっぱり役目だと思うのですよね、市民の方に知らせるという。そういう意味で言えば、そのことを中心にもう少しわかりやすく、先ほどの5つの方針じゃないですけども、そういうことを書いていくということで結構だと僕は思いますね。

◆**中西照典 委員長** それでは、ちょっと先ほど有松委員のほうから、まず最初の目的について皆さんの確認をとってほしいということがありました。

これは、皆さんに諮ります。伊藤委員、棕田委員が言われるように第3次から目的ずっと、ちょっと待ってください、確認します。こうでしたね。市庁舎整備は喫緊の課題であり、住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れて調査研究を続ける必要があると、その文言を入れるのか、先ほど言いましたように、第3次の調査特別委員会の報告に基づき、それでいいのかということでありますね。ほかにありますか。どちらをとする場合に。

桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 私は、その合意が得られるのであれば、時間もないことでもあるし、この伊藤委員の主張も是としたいという気持ちありましたけどね、しかしながら先ほどの橋尾委員の御意見を伺っておれば、この3次の特別委員会での議論、さらにはそれ以前の住民投票の結果というところにまでさかのぼって、その3次の特別委員長報告の最後の、先ほど委員長が報告された部分の意味合いを求めるのであれば、私はちょっと考え方が違うので、先ほどの意見については撤回をさせていただきたいと思います。私は、あくまで3次の特別委員会が4次の議論につながるという目的を持ってあの委員長報告を受けとめておりましたから、そうでないということであれば私は撤回をさせていただきたいと思います。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** その第3次の委員会報告の受けとめがそれぞれ議員で違うにしても、この特別委員会はそれをもとにつくられ、それを任務として来ているわけでしょう。その認識の違いっていうのがこの間のいろんな議論の、何ていうのかな、折り合わなかったり平行線だったり、やっぱりそういうことになっているわけでしょう。何かこの特別委員会で中間報告を出すのであれば、やはりこの特別委員会が何を目的として何を任務にしてきたかっていうのをやはり明確に書かないと、その後の議論の経過なんていうものは説明できないし、ましてや中間報告でそこをちゃんと明らかにしないと最終報告なんてものは私はできないと思うのですよね。何かそういう見通しもないような何か中間報告しかできないのだったら、その時期じゃないなとかそういう状況じゃないなってやっぱりことになるので、何かやっぱりその出発点っていうのはちゃんと明確にしないと、本当に市民に対しても不親切だと思うのですけどね。

◆**中西照典 委員長** ちょっと待ってください。あのね、この特別委員会の設置目的はあくまで市庁舎整備に関する調査研究を目的とし、それしか書いてありませんから、そういうふうに言われるなら、あくまでもこの特別委員会が設置されたのは庁舎整備に関する調査研究を目的としてできているのです。その、その条例、条例ってというのはその条例でこの委員会はできていますので、あくまでも目的はそれなのです。それを今、頭にしたわけですね。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** それでは不十分だから、もっとわかりやすく書いたらどうですかという話ですよ。

◆**中西照典 委員長** じゃあ皆さん、それぞれ意見ありますけども、これに対しての合意をとれるかとれないかはやっぱり皆さんに挙手を願いたいと思いますけど、どうですか。

はい、棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** この委員会が、第4次の我々の委員会がスタートして、その後のいろんな議論、あるいはその住民投票ということにかかわる、それについてのいろいろな意見の違いは確かにありました。しかし、まず、この第4次のこの委員会はこういう目的で設置をされた、そして、その後こういう議論、経過をたどってきた、そのたどってきた議論、経過の中ではいろんな意見の違いは確かにあった、ありましたけれど、この設置された目的のときは、それは一致していたはずなわけでしょう。それを、より市民にわかりやすく、何度も言いますように中間報告っていうのは、これ我々の内部だけにとどめる文章ですかね。そうであれば私は簡潔にすべきはぐっと簡潔にすればいいと思うけど、先ほど来、出ているように、やっぱり市民にもわかりやすくということですからね、そこはちゃんとしたらいいじゃないですか。で、違う部分はその後の議論の中での違いというのはいろいろあるでしょうけど、何か全然、何かもめるような内容ではないじゃないかなと私は思うのですけどね。

◆**中西照典 委員長** いや、もめるような内容ではないって言われますけども、あくまでその、この調査事件として、設置をしたのは市庁舎整備に関する調査研究でありますから、それはこの委員会が設置になったのは第3次の結果を受けてだけでも、この委員会は先ほど言いますように、あくまで市庁舎整備に関する調査研究というのがその調査事件でありまして、それ以上に何の文言もついていませんので、私はそれをあくまでここに入れたということを主張しておきます。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** この特別委員会の第4回目の会議録ですけれども、橋尾委員のほうからこの特別委員会の役目というか、どういうことを審議するのかということを、やはり委員で意思統一を図ってやるべきではないかっていうことが出されました。それに対して、中西委員長は、あくまでこの委員会は先回の委員会報告を受けてできているわけでありまして、ですから私はあくまでその延長線上でこの会はできているものだと思いますので、それはあくまで住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れて調査研究を続ける必要があるという中でできている委員会だと私は思っておりますが、ほかに何か御意見のある方はいらっしゃいますかとふられました。そのとおりなのだから、そのとおりに書けばいいっていう話です。

◆**中西照典 委員長** いや、だからそれは、あくまでもその正式上に設置しているのは、先ほど言ったところでありますから、私はここにそれを書いて、それで十分だと思って書いているわけで、それは解釈をしたのはそういうことですけども、目的はそれなのです。だから、その目的を書いているのですから、これ以上をあれですけども、皆さんのそれぞれの合意というか、この委員会の中での一つの方向性をしたいと思います。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** じゃあ、それ市庁舎整備に関する調査研究が目的というのであれば、この特別委員会の任務は何ですか、任務は。

◆**中西照典 委員長** 任務はですね、これ私です、調査研究を目的として、その目的としたことを市民の方にお伝えし、その目的としたことに実効性があればそれを実行していく、あるいは当局にその結果を伝える、そういうことだと私は思っていますけども。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** この市庁舎整備に関する調査研究がこの特別委員会の目的だと、その前提となり得ることは、委員長は何だとお考えですか。私はこの前提となるものは、さっき言われた、目的を果たしていくための前提となるものは第3次の報告の住民投票の結果を尊重するというくだりになると思っていますけど。

◆**中西照典 委員長** 私はね、文章としては今ある文章でよいと思っています。そのことを一々一々ここに入れなくても私は、本特別委員会が9人で設置されました、この文章で私は端的にあらわれていると思っています。

伊藤委員ね、伊藤委員と私でなしに、皆さんがいらっしゃるので、そろそろこのまず文書を、今問題になっております4行目ですね、本特別委員会は平成25年1月26日の第1回鳥取市議会臨時会において、市庁舎整備に関する調査研究を目的とし、9人の委員で設置されました、この文章を私は提案させていただきましたけども、今さまざまな意見が出ました。

お諮りしてよろしいですかね。いい。

桑田委員。

◆**桑田達也 委員** その前に、伊藤委員が先ほどおっしゃいましたから、改めて確認をしておきたいと思いますが、私たちはこの住民投票を尊重したからこそ3次の特別委員会を設置して、その住民投票にかけられたその案の中身について長きにわたって議論をし、結論を導いてきたわけでありまして、で、この4次の特別委員会もその住民投票を尊重すればこそ耐震改修ということもその検証の俎上にのせて、そしてこの専門家委員会でも議論をされ、そして今日まで24回の特別委員会まで私たちは説明も聞き、先ほど橋尾委員が言われたように、それぞれの主義主張もぶつけ合ってきたわけです。そして、今日のこの中間報告になっている、本当に極めて私はこの中間報告っていうのは客観的だと思いますよ。ですから、伊藤委員が言われるように、この3次の特別委員長報告までこの正否を問うような問題ではないし、その3次の特別委員長の報告はきちっとこの住民投票で示された案の中身については、そのままでは実現困難ということが、結論が導かれているわけです。その上で、さらに必要な庁舎のあり方はどういうことが必要なのかということ、私たちはこの4次の特別委員会を設置して議論をきょうまで重ね

てきたというのが、これが事実だと思います。

ですから、私はこの中間報告は客観的に見て何ら問題はない、あえて私は合意が諮れば、文言を盛り込んでもいいかなとは思いましたが、そこまでの必要性を感じなくなりましたね。伊藤さんとか、お話を伺っておれば。

◆**中西照典 委員長** 橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 桑田委員にちょっとお伺いをしてみたいと思うのですが、この住民投票にかけた耐震改修及び一部増築案は実現できないというふうに考えておられるのか、もう一度お伺いします。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** それは橋尾委員長が本会議場で実現困難とみずからおっしゃったわけですから、そのとおりだというふうに思っております。

◆**中西照典 委員長** 橋尾委員、ちょっと確認だけさせてください。今は中間報告の案をしていますので、それに沿った話をしてくださいね。

橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** いや、私はこの中間報告の取りまとめに関連をしてから確認をしておるのですよ。その発言までとめられると……。

◆**中西照典 委員長** ちょっと、ちょっと待ってください。いやいや、とめるのじゃなしに、それで今は私が先ほども言いましたこの案でいいのか悪いのかを、私はとりあえずそれを諮りなさいっていうのがあったから、今提案しているところです、提案しようとしたところですね。だから、先ほど、もう一度言いますと、本特別委員会は平成25年1月26日、第1回の鳥取市市議会臨時会において、市庁舎整備に関する調査研究を目的とし、9人の委員で設置されましたと、この文章についてこれでよいのか、よい方の賛成を求めようとしているところであります。

いいですか。この文章を1つずつと言われるから、そういうふうに言っているところであります。それについて意見を言ってくださいね。今私が言ったことについての意見ですね。棕田委員、何がおかしいですか。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** そもそも、この中間報告ってのは、これまでの24回だかのその議論の経過を書いて、書いてというか、言っていくことが本当に大事だと思うのですが、その入り口論に当たるところで、それこそ委員長のように採決をとらんといかんというか、ちょっと諮らんといかんっていうような状況になっていること自体がちょっと中間報告できる状況じゃないじゃないかと、それこそ客観的に見て思うのですが、どうでしょう。

◆**中西照典 委員長** 私はやはりそうは思いません。やはり一つの案をすればさまざまな意見が出ますので、やはりそれを今、入り口論ってのが問題になっているから、私の提案した案でいいですか、悪いですか、それを私は皆さんにお聞きしようとしているところであります。

橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 言えば、一番最初のスタートの目的というところでこんな議論になっとならなくとも、委員長、私はその決するような話じゃない、やっぱり議論すればいいと思うのだけ

ど、委員長は委員長としてこの前段の文章を出しておられる、その中で伊藤委員とか棕田委員がこういう表現、これが客観的な事実でこういうことを記載することが、報告書に入れることによってわかりやすいのではないですかという提案をされたわけですね。それであるならば、議論を私はすればいいと思うけども、議論を尽くせばそのときに、例えば伊藤委員とか棕田委員からこういう提案が出ておるけども、委員長としてはこういう報告出しとるけども、伊藤委員、棕田委員からの提案がありましたと、それについて皆さんの了とされるのか否とされるのかという採決のとり方ならまだわからなくてもいいけども、自分がこう出したこれがいいか悪いか判断、そんな……。

◆**中西照典 委員長** もうこれに、今までその意見が出されたから、議員をどうですかと、別に無視しても、皆さんここで話しされましたが、議論されましたが、ですからそのことについて棕田委員も言われた、伊藤委員も言われて、だから桑田委員も有松委員も皆さんが言われた中で、じゃあ、やはり私が出した案が問題になっていますから、この案を出された中でそれぞれ意見を交わされた中で、それを踏まえてどうですかと私は聞いておるのであって。

下村委員。

◆**下村佳弘 委員** 今までに同じような議論がなされているのですが、議事整理上必要があれば決をとればいいし、そうでなければこの議論の上に議論をやっているわけですから、委員長が判断されればいいと思いますよ。みんなの意見を聞いたのですから、それで判断すればいいと思うのですよ、委員長として。そういうことだと思います。いつまでも意見を聞いていても、切りがないと思いますよ、僕は。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 私、一番最初、伊藤委員のほうからの提起でしたが、その後の議論聞く中で、私、意見言わせていただいて、また皆さんその後、御意見あって、途中で委員長に、委員長、この辺整理していただいたらと、確認いただいたらと申し上げたのはね、あの時点で、あの時点では、いや、これみんなが合意できることじゃないかなあと思ったので、多数決をここの部分だけ切り取って多数決をとるとかとらないとか、多数決をとってくださいということを委員長にお願いしようとしたわけじゃなくて、委員長、整理していただいたらこれ同意できるんじゃないですかと思って言ったのですが、その後、桑田議員が撤回しますっていう話があって、また溝ができちゃったので、いや、残念だなあと思っているのですが。私は、何か一々じゃあ多数決とって、じゃあここの部分は決めました、決めません、そんな議事の間報告をまとめるのに、何かそういう進め方っていうのはいかなものかなあと思います。まあ、もうこの点については、この発言にとどめておきたいと思います。

◆**中西照典 委員長** なぜ、私がここでそのことをしようとするかという、これはこれから進んでいく中で必ず問題に出きますので、やはり私としては、ここの2行に対しては皆さんの確認をとっておきたいと思います。

もう一度私が諮らせていただきます。ここの3行目ですね、本特別委員会は平成25年1月26日、第1回鳥取市議会臨時会において、市庁舎整備に関する調査研究を目的とし、9人の委員で設置されました、この文言でよいと思われる方の挙手をお願いいたします。

挙手多数

◆**中西照典 委員長** はい、挙手多数とします。この文言はこのままいかせていただきます。

では、そのほかに意見がありましたらどうぞ。ていうのは、橋尾委員のほうから、もっとその経過を書いていくべきだということがありましたけども、そのことについては皆さんどう思われますか。**(発言する者あり)** 十分表現されています、はい。では、このままでいいということですか。どうですか。

橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 私はこの議論の経過もポイント何点か上げて、こういう流れの中でこういう結論に至ったという表現にしていきたいと思いますというふうに思います。

そこで、先ほどでも有松委員のほうから世論は変わったというようなお話もあったのですが、じゃあ、我々がその世論が変わったということは何をもって確認をしたのか、その世論が変わったという意味が私は余りよくわからんのだが、そこら辺のお考えちょっと、有松委員のそのお受けとめ方、聞かせてください。

◆**中西照典 委員長** 有松委員。

◆**有松数紀 委員** はい、きょうは、まあ世論という言葉は使ったことはないのですが、先ほど来、伊藤委員が言われたように、市民の声を取り入れながらという表現をされたものですから、文言として取り込むべきだということで、確かに住民投票の結果、やっぱり本庁舎で建てるのが筋ではないかという意見もあると思います。ただ、3次の委員長報告の結果を受けて、できないのであれば、そして耐震改修に新築ほどかかるのであれば、新築したほうがいいじゃないかという意見も多数、私の関係の市民の方々から意見をいただいております。そういった意味で少しずつ民意は変わってきているのだという表現で今までずっと主張してきました。そういうことです。

◆**中西照典 委員長** 橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 有松委員はいつも新築できるほどの金額になるのだということをおっしゃるのだが、それで第3次のときにね、実現困難な課題が出てきて、それでその2号案の形を崩さない形で変更案というものをつくりました。いろいろ議論していく中で、当初案ではできないという検証しか時間的にできなかったのだが、できるという方法は検討してないのですよ。だから、先ほども桑田委員に、桑田委員も3次の特別委員会におられたので、本当に耐震改修及び一部増築案が実現できないというふうに本当に考えておられるのかどうなのか、桑田委員の考えも聞かせていただいたっていうのはそこなのですよ。

だから、やっぱりそういう経過の、この4次に移ってからの議論も深まってないので、やはり私はこの耐震改修及び一部増築案を住民投票で支持された方が6割を超えとったって、この現実やっぱりあるわけです。それで、有松委員のほうからその市民の意識が変わったということをおっしゃるけども、じゃあ、どういうことを理由にして、どの程度意識が変わったのか、やはりそこも我々が議論を深めていく中で大変大きなポイントなのです。だから、今回のように、最後のまとめにあります、本庁舎を新築することを基本に議論を進めていくということは今までの住民投票を行ってから今日までのこの審議の経過を考えれば、大変大きな方向転

換を図っておるわけです。ですから、その方向転換を図った我々特別委員会がこうこうこういう議論をして、こうこうこういう理由でこういう方針に至ったということを少なくともこの中間報告の中に盛り込まなければ、市民の皆さんに我々の説明もつかないし、市民の皆さんも報告受けても中身はわからない、そういう報告書ではいかがですかということを先ほどから申し上げておるのであります。

◆**中西照典 委員長** 有松委員。

◆**有松数紀 委員** 再三、橋尾委員が言われる、そういった考え方が一方的な考え方に偏った御意見だと私は解釈をしていますから、改めて伊藤委員の目的の部分は必要ないと、当初からそういった考えで我々はこの4次特別委員会の委員に私は加わっているつもりはありませんのでね。住民投票の結果を踏まえて、その住民投票、現在地耐震改修一部増築、そのことだけを審議するという4次の委員会だと思って私は委員に加わっておりませんので、それは3次の委員長の橋尾委員長の報告を受けて、執行部に新たな部分として将来の鳥取市の庁舎のあり方について提案をなさいということを受けてできた案に対して真摯に議論に入っていくと、我々は、そういったことで十分だと私は思っていますので、現在の本庁舎を耐震改修ということに固執して検討するというような考えではないという立場で委員におりますから、伊藤委員の言われる目的とは違うということで、必要ないと言っているのです。

◆**中西照典 委員長** 橋尾さん、いいですか。

◆**橋尾泰博 委員** 私が申し上げたいのは、別に耐震改修及び一部増築案、これ一本に絞って議論を皆さん方全員が意思統一してやっていただけたとは思ってない。ただ、やはり住民投票という最終判断を市民の皆さんにあおいでいただいて、結論出していただいて、方向性を示していただいたわけです。そうであるなら、耐震改修及び一部増築案、本当に市民の皆さんの思いを形にしたものが本当にどういう機能で、どういう金額で、どういう行政サービスとか、そういうものを含めて市民の皆さんに明確に提示できるかですよ。住民投票にかけたときには概算の積み上げだけなのですよね、設計もしてない。鳥取市からの市庁舎に対する機能の配置等も聞いてない。そういう状況の中でやったわけです。だから、市民の皆さんでそういう方向性が出たら、それをまず我々が検証する、それでできる方法を考える、そして市民の皆さんにこういう形で耐震改修をして整備を進めます、それで、それもやはりどうしても我々特別委員会やらなきゃならんことだと思うし、それで市民の皆さんがそんな計画じゃだめだよということであれば、現在地での新築、あるいは皆さん方が主張されているような市立病院跡地での新築移転、こういう議論になるのだと思う。やはりその経過を一つ一つクリアしていかないと、二段跳び三段跳びで数の力で議事を進めていくというやり方はね、私はいかがなものかというふうに申し上げておきたいと思います。

◆**中西照典 委員長** 委員長として1点、別に数の力でやっているわけじゃないし、やはり委員長としてそれぞれの議論がある程度尽くされたところでやっているつもりで、別に力で押し切ろうなんて気ははなからありません。やはり議論がある程度されたところでやっているという、私はそういうところでやっております。

寺坂委員。

◆**寺坂寛夫 委員** いろいろ議論をやっとるわけですのでね、この会としてやはり5つのことを詳しく出すという、途中でありましたわね、全体構想案で示された5つの方針、例えば(1)の防災計画の強化とか、市民サービス、コスト面もあります、この5つを書いている議論をしているということで、それが最終的にはずっと最後のほうの10行目ぐらいですか、その辺から出てくるということでもありますので、委員会設置の辺の、素案ですね、全体構想(素案)の5つということはやはり下村委員の意見にありましたように、それを入れたほうがわかりやすいのかなと、市民の皆さんには、そう思います。

◆**中西照典 委員長** 橋尾委員のほうから、いわゆる議論を重ねたっていう、その議論がないじゃないかということですね、この文章にね、言っとられるのはね。それを入れるのかどうかということで、一番最後の3行は、橋尾さんは削るべきだって言われたのかな。削除すべきだって言われたのかな、ありましたね。まずは、いろいろと上からおりていくわけですから、それで議論するわけなのですが、その3行を削除を求められるというのは非常にこの文章の中で一番大きな、意見としては大きな意見なので、これをちょっと取り上げたいと思いますけども、このことについて、橋尾委員は文章としてはこれでいいということですけども、何かコメントがあればちょっといただきましょうか。先ほど、橋尾委員は述べられたわけですけども、これもやっぱり大きなところで、表決とっていきたいと思いますけども。

有松委員。

◆**有松数紀 委員** この第4次の委員会自体が現在の本庁舎耐震改修を基本として議論に入ったわけではありませんからね。橋尾委員が言われるように、方向転換を大きくしたというような考え方には当たらないと思っていますし、執行部が提案した4案の中で絞り込んでいく一つの方法として、この本庁舎を利用する考え方がある、そして、あるいはこの本庁舎は使わないで新築する考え方がある、そういった絞り方の中で一歩前進をしていこうという考え方で今に至ったと思っていますから。橋尾委員が言われるような経過を盛り込む必要はありませんし、この3行で十分その経過は足りると私は思っております。

◆**中西照典 委員長** 橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 私はこの中間報告の、この間の委員長の提案で採決をとられる折にも、そういう採決のとり方はおかしいのではないかというふうに申し上げました。というのは、その前段に委員長が各委員の現在の考え方を確認されました、その折には新築移転を主張される委員の方が4人、それから耐震改修案を支持される委員の方が3人、それから現在地での新築を主張される委員の方が2人、いえば3つの意見が出て、非常に議論も伯仲をしておると。このこういう状況の中で、この現本庁舎を耐震改修するののかしないのかというような決のとり方はいかなものかと、今はその段階ではないということで、私は反対をいたしました。

それでね、私がこの下の3行にこだわっておりますのは、本庁舎を新築することを基本に市庁舎整備について早期に具体的な方向性を決定するためというふうになっております、この本庁舎を新築するということは、現在地での新築、それから市立病院跡地での新築移転、これは2つの意見があろうかというふうに思います。いえば市立病院跡地の新築移転というのは住民投票にかけた1号案であります。そして、現在地での新築というのは住民投票にはかけていな

い案件であります。ということでありますから、私はこの大きな方向転換を図ったということであれば、ここに至った理由、経過、そういうものを具体的に記載することによって、市民の皆さんに納得していただけるように報告書を取りまとめていただきたいということを申しました。この末尾のこの文章になってくると、私は、特別委員会として皆さんはこの住民投票を実施したということが無効、ほごにさせるという決断をされた上でのこの結論の導きをされたのか、やっぱりその部分がどうしても私は理解できない、皆さんのお話を聞かせていただいても納得できない部分がいまだにありますので、あえて言わせていただいております。

◆**中西照典 委員長** 今の意見の中で、ここは削除をなさいたいというのが意見ですね、**(発言する者あり)** なんだね、はい。先ほどの、一応皆さんの中から採決とりましたけど、表決とりましたけど、やはりここもそのようにしてとりながら進んでいきたいと思います。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 先ほどの目的のところでは申し上げましたが、私たちがなぜ議論しているかというと、やはり議論することによって同意を得ようと、同意を目指してこれ議論をしていると思うのですよね。また、そうでなければならぬ。しかし、そういうその同意、その議論聞いていたら同意できているようなものまで後で解釈を加えて、やっぱり同意できないとか、あるいは議論したらもうとにかく最初から数ありきみたいなことで、多数決で進めるようなことだと、もう中間報告を取りまとめようにも取りまとめられないと思いますよ。私はこういうやり方では取りまとめすることには賛成できない、本当に、市民からも笑われるし、もうあきれると思います、鳥取市議会が。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** だからこそ、この議論が長引くことも、これは市民にとって不幸なことでもあるし、昨日の特別委員会で御意見があるのであれば、この中間報告出してくださいというふうに私は提案をしているわけです。しかしながら、いまだにその中間報告のこの案に対してさまざまな御意見は出るけども、具体的に文案にまとめようという意味が見受けられない。私は、それではまたきょうの委員会もまた延々と同じような議論を続けて、そして、また、この20日が閉会ですけども、それに間に合わないというようなことになれば、委員会としての。まさにやっぱり目的も責務も果たせない、こういうふうに私は思うわけです。ですから、新たな文案が出ない以上、この中間報告の案に沿って一つ一つ、委員長がどうですかと諮られていくことは私は間違いじゃないと思いますよ。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** この委員長提案の、委員長、副委員長で協議の上で出されたのですかね、委員長提案のこの原案っていうのですか、素案っていうのですか、これがなくて各会派から持ち寄ったものをもとに議論しましょうというやり方ではなくて、やっぱりこう原案が示されているわけですから、まさにこれについて当然会派での協議も必要でしたし、まずこれを議論する中で、じゃあ、ここはこういうような意見がある、さっき言いましたように議論っていうのはやっぱりどういふのですかね、議論することによって合意、同意できることを目指して議論するわけですから、そういう中で、ああ、じゃあこういう文面にできるなあ、あるいはこういう

文案だったら合意できるなあと、こういう中で整理していきよるわけですからね。最初から文章を出しなさいということについては、私は必ずしもいいやり方ではない、ただ、議論の中ではやっぱりここはこういうふうにしたほうがいいのではないかということについては、先ほどの目的のところのように出しているわけですから、桑田委員の御意見は当たらないと思います。

◆**中西照典 委員長** えっとね、棕田委員ね、こうして一つの委員長中間報告の案を出しても、それについてはさまざまな思いのある中で、これはそのたたき台で出しておるわけです。そうすれば、今までのこの委員会の進め方は必ず今言われたような、どこまでたっても平行線、棕田委員はそれをまとめるためにするということを言われますけども、この25回の委員会の中で、本当でそういうふうになったということは私の経験から非常に少ないですね。ですから、やはり自分の意見があれば、その文書を出してもらってやらないと、またその文書をどこまでも意見の対立のままその文書を置かれるということになる可能性があるんで、やはりこの中間報告の案に対して足らないところがあれば、こういう案を文に入れてください、あるいはここはこう変えてくださいって言っていただいたほうがわかりやすいからお願いしているところです。

それで、返りまして、多数決ということは私も好みませんけども、いつまでたっても議論が進まないとなれば、私はそれを一つの方法として採用していきたいと思います。

吉田副委員長。

◆**吉田博幸 副委員長** 棕田さんなり、橋尾さんなり言われるのですけども、この下のほうの3段のところで話し合われるというようなことはありますか。文章なり、こういう具合にというような具体の文章を出されますか。休憩とりますよ、それだったら。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** まさに文章というのは、起承転結というか、流れの中で出てきているわけですから、私前回の委員会のときに申し上げましたように、この下から2つ目の塊の部分ですよね、段落の部分、ここで申し上げましたように、あのときに何か十分議論深まらなかったと思うのですけどね。この耐震改修を基本とする案、新築案、それぞれの案について議論をしたと、こうありますけど、新築案というのは、新築案というものはないでしょう、議論できてないでしょ、つまりなぜ今そのことを申し上げているかということ、やっぱりそれがあってこの最後の3行のその本庁舎を新築することというふうになっていますので、やっぱりそのところをちゃんとまず御説明いただきたいなあと。でないと、何かこの議論にならないというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

◆**中西照典 委員長** この新築案っていうのはこの間も申し上げましたけども、素案の中のいろいろ案があって、その中に新築ということも話をしてきました、それがさまざまな4案についての話の中で、やはり問題は地震が起こったときにこの庁舎がどうなるかということで、この庁舎をどうしますかということで、新築に対しての意見が出ました。それから、ここを耐震改修することのメリットはどうですかって問われた中で、それについては余り出なかったように私は思っていますが、そのまさに新築に対してはどうですかというのは、その耐震改修案のときに話されたような案と、それから改修するときにここで議論されてきたような新築に対するそれぞれの意見ですね、そういうものを踏まえての、私は新築案というふうにまとめさせて

いただいております。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** それこそ委員長、委員それぞれね、この理解が違ってまして、例えば前回議論があったように、その耐震改修のデメリットを議論したことが新築案を議論したことになるのだというような理解の中で理解をしておられる委員。また、そういう理解の上に議論をしている、場合によっては採決に入っていく。こういう状況があるわけだね、それは市民の誰が考えても新築案を議論したなんていうことにはならないと思いますよ。鳥取市議会っていうのはこの程度のレベルなんかと、本当に市民に顔向けできない、なりますよ。いま1点は、耐震改修についてどういうことがいいのかということについて意見が出なかったと言われますけれど、私はその中の一番大きなこと、そして私自身が発言してきたことでいいですよ、現本庁舎を使うのか使わないのかということによって、約7,000平米のやっぱり面積の違いが出てくる、そうするとその費用でいうと20億円を超える金額の差が出てくる、これはできるだけ費用を抑えて今あるものを大切に使ってほしいと、こういう住民投票のときにも示された市民の意向がやはりそこに反映されるものになると、こういうことも申し上げているわけだね。何かその耐震改修を言う者のほうが、なぜそれがいいのかについて言っていないかのような印象を市民に与えるような御発言は控えていただきたいと、このように思っております。

◆**中西照典 委員長** 今、言われたような意見をここで議員間の中で議論された中で、議員が選ばれた、私は結論だと思っておりますので、別に棕田委員がさっき言われたように、それぞれが新築案に対しての思いはそれぞれあるという、それはあると思います。ですから、別にそれはしていないわけではないと思っております。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 今の下から2つ目の4つ目の塊のところの議論になっておりますが、ここで、住民投票の時点では議論が十分でなかった市庁舎整備の5つの方針により、耐震改修一部増築案、新築案を支持する委員に分かれる中という表現になっておりますが、そもそも委員で支持をする考え方が二分しているのは住民投票の結果を尊重しという、その受けとめが違うってことなわけで、やはりそこは正しくやっぱり書かれるべきだと思いますね。それで、実情としてこの鳥取市議会の中ではこの特別委員会に限らず、あの35人の議員の中でですよ、あの住民投票の結果を尊重しということの受けとめが違うわけですね。やはりそこはもう現実なのだから、それは中間報告で明らかにしたほうがいいじゃないですかね。でないと、なかなかこう説明が市民につかないと思います。

◆**中西照典 委員長** ちょっと文章的にはどういうふうな入れ方をするのがベターだと思いますか。

◆**伊藤幾子 委員** だから、第3次の特別委員会報告における住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れて調査研究を続ける必要があるということについて、それぞれの委員で認識が違うため、耐震改修一部増築案、新築案を支持する委員に分かれています、ちょっと済みません、ちょっとそんな感じで入れるのが、より市民には今の現状がわかっていただけではないかなと思います。

結局ね、委員が二分、2つの意見に分かれているのは、市庁舎整備の5つの方針で分かれているのではないと思っていますので、やはりちょっとここは正しく表現されていないと思いますね。

◆**中西照典 委員長** だから、文章が難しいのだけど、それ言っていたかかないとね、なかなかこちらが勝手に書きなさいっていうのは難しいので、どういうふうかっていうのをやっぱり言っていたら、それが皆さんで考えていただいて、それがいいか盛り込むべきかどうかっていうのはまた別ですよ。

私が提案しようとしたところは、最後の3行はこれを削除ということを言われましたので、皆さんどうですかと言おうとしたところでいろいろ来ていますけども、再び諮らせていただきますよ。

伊藤さん。

◆**伊藤幾子 委員** 文章っていうのは最初からこう読み進めていって、最後までいって、こう一つのまとまりで、一応わかりやすいようにこの段落っていうか、そのまとまりでこれ分かれていますけどね、基本、中間報告を出したいのであれば、これ全体こうすらすら最初から読み通さないと、一部分だけを最初に削るだ何だって諮るのはちょっと乱暴かなと思うんですけど。

◆**中西照典 委員長** 伊藤さんはこれ出すのですか。いや、そこなのです。そういう文章ですから、頭から来るのが当然なのだけど……。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** だからね、会派に持ち帰ったときにはもう出す時期じゃないということでここに持ってきましたけど、決して議論に参加しないわけではないということで、合意、同意ができれば、当然その範囲で市民に知らせることは必要だと思っておりますので、そのための努力を今しているところです。

◆**中西照典 委員長** じゃあ、まずこの全体、今議論になっているところは、議論が重ねられているその内容がないじゃないかという意見がありました。これをこちらの委員はもうこれでいいと言われますけども、橋尾委員に言いますけど、その議論の内容は書いてもらえますか、こちらで勝手に書けっていうのもまたそれが対象になりますので。これを進めていかないといけません。

それから、この文章の中でまだどうだっていう問題があれば言ってください、意見、いいです。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 何カ所かに出てくるのですが、この全体構想の5つの方針っていう部分ですね、これどういうのですかね、まさにこの文章の解釈、最初の目的のところみたいに解釈問題が起きたらいけませんから、ちゃんと申し上げておきたいと思うのですが、この全体構想のその3ページのところに、市庁舎整備の5つの方針ということで、あえて読み上げますと、1つが防災機能の強化、2つ目が市民サービス機能の強化、3つ目が庁舎機能の適切な配置、4つ目が活力と魅力あるまちづくりの推進、5つ目が現在及び将来にわたる費用の抑制と、この点をこの観点に立つ、この観点を踏まえて考えることについては私たちも必要だと、だから議論しま

しょうと、こう言ってきました。

しかし、執行部が示しているこの5つについて、その中身を示しているこの4ページからのこの内容について、必ずしもよしとしているわけではありませんよと、こういうことを私は何回か前の、これ議事録見ていただいたらわかりますが、そういう意見を言いましたし、中西委員長も、いや、ここに書いてあること一つ一つを確認できたということで進めているわけではないのだと、こういうふうにおっしゃいました。そういう経過を鑑みると、まず、この5つの基本方針ということについても、その中身についての議論っていうのは審議が尽くされていないと、これはもう議事録見ればわかりますが、尽くされていないっていうのが1つ。今、1つはこの中間報告の案で表現としてそういうことを前提に気になっているのは、下から3つ目のブロックのところの、そのこの部分の下から3行目のあたり、鳥取市庁舎整備全体構想素案で示された5つの方針に沿ってと、これが、私たちというと不確かになったらいけないので、少なくとも私自身は、今のこの発言の冒頭に1、何々、2、何々ということで5点読み上げたのですね。それを踏まえて検討していくということについては同意してきたと思いますが、この5つの方針に沿って、沿って検討するということから、先ほど言いましたようにいろんな解釈問題出てきたらいけないので、この5つの方針のこの具体的な中身をよしとしてそれを同意したということではないと、これはもうまさに事実関係の問題で大事な点ですから、そのことについては申し上げておくと。そうするとやはりこの文章の修正っていうのは必要になってくるのではないかとというふうに考えております。以上です。

◆**中西照典 委員長** 今のところですけども、別に結論を出した、十分な時間を費やし審査されてきたところでもありますがあえてしているところはあります。尽くされたとは書いてありません。やはりどの議論も尽くしてしまうということはなかなか難しい、ある程度のところでやはりこれだけの委員がいらっしゃるわけですから、それぞれの判断の中で出していただいた結論が先ほどの、先ほどっていうか、今回の中間報告でしようとする結論であります。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** じゃあ、今私が申し上げたことと委員長がおっしゃられたことは決して対立している意見ではなくて、ある意味、棕田が言っているような表現の理解もできるかもしれんし、ある意味、委員長が言っておられるような表現になるかもしれん、表現はそういうそれぞれの表現のようになるかもしれないけれど、言っていることは同じだと、こういうことで理解したらよろしいですか。

◆**中西照典 委員長** 同じとかどうかというより、ここに書いてあるように、十分な時間を費やし審査されてきたところでもありますということであります。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** そこにもその5つの方針というところに係る部分出てくるのですが、私が直接的に申し上げたのは、上からでも下からでも一緒か、3つ目のブロックのところの、ここは2つの段落で構成されていますが、その2つ目の段落のほうの3行目から4行目にかけてある5つの方針に沿ってと、ここの部分ですね。

◆**中西照典 委員長** 私はこれは、棕田委員はそう言われますけども、そのときのあれではそのこ

とに沿って検討するということについては合意はとれたものと私は思っております。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** じゃあ、これ大事なところですので、ちょっと事務局に、ここは議事録を出していただいて、それを踏まえて議論しないと、お互いにこう思っとる、ああ思っとるではいけませんのでね。ちょっとそれお願いしておきたいと思いますが、委員長、いかがですか。

◆**中西照典 委員長** ちょっと待ってくださいよ。

桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 客観的な事務局の議事録の判断は仰がないといけないのかもしれませんが、何回かちょっと前の特別委員会か覚えておりませんが、少なくともこの全体構想（素案）の10ページまではこの特別委員会で、私は合意を得て、そしてその11ページからの比較ということの内容に移っておったように私は記憶をしておりますが。そのように私は思っておりますので、確かめていただければいいと思います。記憶が間違いないければ、この3ページまでというお話ありましたけども、10ページまではこの委員会で合意が諮られているものだと思っております。

◆**中西照典 委員長** これは議事録見ていただければいいですが、私の手のもとに持っています、諮り方の中でも一応そのようにして合意をとらせていただいたように思っています。それは合併特例債を活用するという、両方の中で私はそのように思っております。これは議事録のほう見ることにしましょう。

そのほかに。

休憩いたしますけども、先ほど、それぞれの委員に申し上げますけど、やはりこうしてこういう文章入れてほしいとかってというのがあれば出していただきますが、休憩を、3時15分まで休憩します。

午後2時54分 休憩

午後3時15分 再開

◆**中西照典 委員長** それでは、委員会を再開いたします。

手元に伊藤委員のほうからの文章がそれぞれ配られています。ちょっと伊藤委員から説明をお願いします。

マイクを持ってください。

◆**伊藤幾子 委員** 中間報告(案)の下から2つ目の塊の部分、その1行目の部分がありますね、住民投票の時点では議論が十分でなかった市庁舎整備の5つの方針によりと、これを全部削りまして、先ほど配っていただきました、しかしながら第3次特別委員会報告の（市庁舎整備は喫緊の課題であり、住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れて調査研究を続ける必要がある）ということについては各委員の認識が違っており、議論は堂々めぐりを繰り返しました、というものを入れて、それで2行目からの、ちょっと接続の言葉とか考えないといけないし、2行目以降にもいろいろ意見が出ておりますので、私からのまずは文案としてはそれを提案したいと思います。

◆**中西照典 委員長** 済みません、ちょっともう一度、どこに入っていくのですか。

◆伊藤幾子 委員 4つの塊の1行目を全部削って、住民投票の時点では議論が十分でなかった市庁舎整備の5つの方針により、これを全部削るのですよ。

◆中西照典 委員長 全部というのは。

◆伊藤幾子 委員 1行全部。一番上の1行全部。

◆中西照典 委員長 5つの方針によりのとこまで。

◆伊藤幾子 委員 うん、そうそうそう、そこまで。全部削って、それのかわりにこのお配りした、しかしながらの文章がありますよね、それを入れて、で、あとは2行目から、まあちょっとつづくりが悪いかもしれないですけど。まずは1行目のかわりにこれを入れたらどうかというのが私の提案です。

◆中西照典 委員長 皆さん、伊藤委員の意見はどうですか。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 この本日の委員会の冒頭に、伊藤委員のほうからこのかぎ括弧の中の文言については委員会設置の目的であるというふうに何度もおっしゃっておられたわけですが、その委員会設置の目的が各委員で認識が違うということになるのですか。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だから、その目的の議論のときに、住民投票の結果を尊重しの受けとめ方がそれぞれ違うっていうのは有松委員さんのほうからも出されていましたが、だからこそ議論が堂々めぐりだったり平行線だったりしているわけなので、もうこれはうそ偽りもない現状だと私は思うのですが。だからこそ中間報告をわかりやすいものにするには、やはりこういったことを書かないと、何でこんないつまでたっても決まらんのだとか、そういったことに答えるものではないと思います。だから提案をさせていただきました。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 私の発言のことで言われましたので、私の考えを改めて言っておきますけども、どっから言いますかね、1行目の一番後ろですね、住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れて調査研究を続ける必要がある、このことに関して何ら異論はないのです。ただ、その後に、その住民投票の結果は本庁舎耐震改修だという考え方には異議があるということで、その部分に関して共通認識はできないというふうに言っているのです、この文脈は私の意図は違うということで反対します。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 そうしましたら、有松委員が言われた違うというのをつけ加えていただいても私は全然大丈夫ですので、また文案考えないといけないですけど、要は住民投票の結果を尊重しという部分だけでしょ、そこが違うっていうことなので、それがわかるような文案にすればいいのかなと思います。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 そのことを入れることによって余計市民の方々が受け取りにくくなっていきますからね、この文案自体、私は反対をします。入れる必要はないということです。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆**下村佳弘 委員** あったことを客観的に事実として伝えるということになれば、私は、しかしながら、住民投票の結果については各委員の認識が違っていったということ、核心部分ですよ、この部分で相違があったというのが事実だと思います。これが事実として載せるということは、私はいいと思います。途中の第3次特別委員会報告のというところからずっと2行ほどは要らないと思うのですが、住民投票の結果についての認識の違いがあったと、その中で委員会はこういう結論を導き出したのだということにつながる文章だと私は思います。

◆**中西照典 委員長** 下村委員、もう少しどこからどこを削ってどう入れるかっていうのをちょっと尝试してみてください。

◆**下村佳弘 委員** しかしながら、からありますよね、第3次から1行目のありという部分までは消して、住民投票の結果については各委員の認識が違って、これ事実だと思いますね、認識が違うというのは。これは議論が堂々めぐりの繰り返しだということ、これは事実だということで、この部分について、私は伊藤委員がおっしゃられるような文面でよろしいというふうに思いますね。

◆**中西照典 委員長** つまり、しかしながらから飛んで、住民投票の結果については各委員の認識が違って、議論は堂々めぐりだということでもいいですか。下村委員、いいですね、それでいいですね。というような意見もあります。

それから、ちょっと伊藤委員に聞きますけど、先ほど削除を1行されると言われましたけども、それはあったって別にいいじゃないですか。消された意味がちょっとわからないので。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 消した意味は、これそのまま読んでいくと、最初の提案どおりに読んでいくと、住民投票の時点では議論が十分でなかった、次の部分です、市庁舎整備の5つの方針により耐震改修一部増築案、新築案を支持する委員に分かれる中っていう、何か5つの方針によって2つのそれぞれの案に分かれているかのように私は読み取れたので、そうではなくて委員の意見が2つに分かれているそもそもの理由っていうか、原因は今提案したことだということで、1行目は削除して言ったのです。

◆**中西照典 委員長** そうなると、全くそれまでの議論をしていなかったようなことになります。やっぱり議論をしてきて、そういうものをしてきて、住民投票の結果についての意見が違っている、それをもってこういうことをしたということなので。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** だから、そのことを出したければ、その2行目以降に入れて出せばいい話だと思うのですが、まずはこの最初の入り口はこれがすっといかなと思ったのです。削除したからといって別に全然書くなと言っているわけではなくて、そこが1行目に来るのがどうもしっくりいかないなということです。

◆**中西照典 委員長** これの上に伊藤委員が言っておられる、今いろいろあったけど、それ載せればいいんでしょう。違うの。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** だから、この上に載つけられても全然意味がないのですよね。違うのです、違

うのですよ。だからその1行目はとにかく削除して、入れたかったら2行目以降の文章に何か文章がつながるようにどっかに入れればいいと思うのですが、あくまでも私は委員の意見が2つに分かれているのは5つの方針ではなくて、提案したもとの住民投票の結果を尊重している、その認識が違っているってことを言いたいという、そこだということ言っています。

◆**中西照典 委員長** 私がしているの、どうですか。ですから、先ほど伊藤委員の中で、下村委員の意見もありましたけども、それぞれの委員、ちょっと深めてください。

寺坂委員。

◆**寺坂寛夫 委員** 私は住民投票というわけではなしに、第3次特別委員会の報告については各委員の認識が違っておりでいいと思います。それでいい。

◆**中西照典 委員長** 寺坂委員は、第3次特別委員会の報告についてはでいいということですね。ちょっと意見を言ってください、意見を、それぞれ深めていかんといけん。

橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 今、寺坂委員の御意見聞かせていただいたのだけでも、きょうも前段の委員会の中で、我々は第3次の特別委員会の報告を受け、それに基づいてこの第4次の特別委員会に継続しておるので、それをやっぱり我々特別委員会がどういう意思統一を図っていく上でこの議論を進めていきますかっていうところの中で、中西委員長は第3次の住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れながらやっていくことを基本とする。それが今、伊藤さんの提案に対して当初から認識が違っとったみたいな話をされると、この場で。これはちょっとやっぱり整合性がないように思います。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 今、橋尾委員がおっしゃるとおりだと思います。3次の特別委員会の報告を議会として認識をしていればこそ、4次のこの特別委員会につながっているわけでございますので、ですから、私は3次特別委員会の報告の内容に各議員相違があったというのは間違いだろうというふうに思います。

ですから、先ほど申し上げましたけども、この市庁舎整備は喫緊の課題であり云々と、これ自体が伊藤委員の御意見であれば、まさにこの4次の特別委員会の設置目的なわけですから、その設置目的を私たちは3次の特別委員会の委員長報告を受け、そしてそれを認識し、この4次の特別委員会を設置しているわけですから、あえて、これはもとの議論になりますけども、これを入れる必要もないし、各委員の認識がこのことについて違っているということ自体も整合性がとれないというふうに私は思います。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** もう先ほど済んでしまいましたが、一番初めのところが、目的のところにそれを、かぎ括弧の部分を入れていただいたのであれば、あえて後で出す必要はないので、最初に出てないので私はもう市民にわかりやすいようにということで提案をさせていただきました。

それと、各委員の認識が違っておりっていうのは、これはもう現実ですので、認識が違っていることはないっていう認識はおかしいわけで、違うのだから。だって私と桑田委員と違うの

だもの、その違いがもう何度この特別委員会の中で出てきましたか。だから私は本当のことしか書いておりません。

◆**中西照典 委員長** それで、堂々めぐりはあるわけですけど、この結論にうたったところは、その中で導いてきた結論というのはありますんで、それだけをしていたわけではないという意味は私は込めていただきたいというような気がします。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** これはあくまでも1行目の文章にかかわってこれを置いたらどうかなので、この後で、何ていうのかな、別に堂々めぐりばかりしていたわけではなくて結論導いたということならその経過を書いていただければ、それはそれでいいと思います。

◆**中西照典 委員長** どうですか。今、伊藤委員のこの文章において、下村委員は、しかしながらから飛んで、住民投票の結果については各委員の認識が違っており、議論は堂々めぐりを繰り返しましたということ、それからそれを頭に置いていけばいいと、それで住民投票の時点ではというのはどっかに置けばいいというのが意見でしたね。それから、ちょっと待って。それから一つの意見は、第3次特別委員会の報告については各委員の認識が違っており、堂々めぐりとはいうのでありましたけど、それは違うじゃないかという意見がありましたね。それから桑田委員としては、第4次の委員会を発足させたときには別に発足して調査をしていくという認識は違ってないということでしたかね。ですから、これは当たらないっていうのが意見でありましたね。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** ちょっと下村委員にお尋ねをしたいのですが、下村委員の言われる住民投票の結果というのは何を指しておられるのでしょうか。

◆**中西照典 委員長** 下村委員。

◆**下村佳弘 委員** 住民投票の結果というのは伊藤委員がおっしゃられた結果ですね。その認識が違うということは事実なので、それをそのまま載せたらどうかというふうに言ったのです。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 私は住民投票の結果というのは耐震改修及び一部増築案が選ばれたという、それが私は住民投票の結果だと思っていますけれども、それでいいのですか。

◆**中西照典 委員長** 下村委員。

◆**下村佳弘 委員** 結果を受けて審議した結果を私は申し上げております。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 下村委員の言われる住民投票の結果というのは、投票結果を踏まえてまたいろいろ審議とかした結果もひっくるめて住民投票の結果ってということですか。

◆**中西照典 委員長** 下村委員。

◆**下村佳弘 委員** 当然その受けとめ方が違いますよね、今の私たちと、それから伊藤委員がおっしゃられているその住民投票の受けとめ方というのは、これは認識の違いとして当然あるということを私は申し上げました。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**棕田昇一 委員** 済みません。ちょっと伊藤委員と下村委員にそれぞれお尋ねしたいのですが、今、議論になっている住民投票の結果についての認識という、それをもう一度伊藤委員の認識と下村委員の認識ともう一度ちょっとお願いできますか。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 私の住民投票の結果の受けとめは、住民投票した結果、現本庁舎及び一部増築案が選択をされたと、それが住民投票の結果だと受けとめております。

◆**中西照典 委員長** 下村委員。

◆**下村佳弘 委員** 住民投票をした結果、これを検証したということがありますよね。ずっとこれは最初から議論をしたことに対する結論ですよ、結論ちゅうか認識の違いですよ。それを僕は申し上げているわけです。伊藤委員の場合は、耐震改修一部増築というものを絶対にしなくちゃならないということが住民投票の結果なのだというふうにおっしゃられているわけですが、私はその上で議会がつくった特別委員会なり専門家委員会、あるいはこの特別委員会で、それで審議した結果も当然住民投票の結果を受けた審議だから含まれるということですね。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 済みません、下村委員、ちょっと私の理解が悪くて。住民投票の結果という認識は、結果についての認識はどういうことですかっていうのがお尋ねだったのですが、今、住民投票の結果ということとその後ということと両方何か発言されていたので、住民投票の結果ということについての御認識を教えてくださいなと思うのです。

◆**中西照典 委員長** 下村委員。

◆**下村佳弘 委員** お答えしたとおりで、特別委員会でそれを受けて審議した過程、結果、そういうものを総合的に勘案しているということですね。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員から示された文、それからそれぞれの意見がありました。どのようにまとめればいいのか、それぞれもう一度それぞれの委員が今検討されたことをおっしゃってください。

下村委員。

◆**下村佳弘 委員** やはり今の質問があったように、認識の違い、考え方の違いっていうのはあるということを前提にやっぱり話をしたわけですから、それが事実ですよ。それが今の違いを生んでいるということ、これは事実なので、これは載せてもいいというふうに思います。先ほど私が申し上げたような形で載せても、私はいいという判断ですね。

◆**中西照典 委員長** 済みません、それは、しかしながら住民投票の結果については各委員の認識が違っており、議論は堂々めぐりを繰り返しましたという、それでいいのですか。

そのほかの方はどうですか。今、伊藤委員の文章を下村委員も意見として今出ております。皆さんがこういうふうにして載せればいいのかということになれば、当然これに加えていくわけです。そのつづくりはまたちょっと考えるにしてもね。

有松委員。

◆**有松数紀 委員** 何度も言いますが、伊藤委員が言われた住民投票の結果を尊重し、今後市民の声を取り入れて調査研究を続ける必要があるということには私は全く異議はありません

し、その部分に関しては共通認識と言われるのであれば、それは全く問題なく、今の第4次にそういう気持ちを持って臨んできたというふうに思いますけども、先ほど来椋田委員が言われる住民投票の結果の認識ということについて、あえて私の考え方を言わせていただければ、その当時2号案、本庁舎耐震改修一部増築について、現在地で20億8,000万でという2号案に対して4万7,000という投票があったという事実、これを尊重しということです、私の考え方はね。そういう事実を重く受けとめということですね。私はそういう解釈です。

◆**中西照典 委員長** 今のは伊藤委員のそのままの文章でよろしいという意味ですか。

◆**有松数紀 委員** いやいや。

◆**中西照典 委員長** じゃなしに、ちょっとどういうことですか。

◆**有松数紀 委員** だから、そういう意味で私はこういう文を入れる必要はないと。住民はますます受けとめにくくなっていくと、趣旨はね。

◆**中西照典 委員長** この文章は入れる必要はないと、わからなくなるから。

◆**有松数紀 委員** はい。それで伊藤委員が言われているのは、このことについて各委員の認識が違っておりとうたってありますが、このことについては認識の違いはないとはっきり言っているのです。

ただ、住民投票の結果を重く受けとめるという解釈については、先ほど言ったとおり、2号案に対して4万7,000の多くの市民が投票されたということ、それを重く受けとめて今の議論に臨んでおるということです。

◆**中西照典 委員長** そのほかの委員は。

じゃあ、橋尾委員、この文章についてのコメントをお願いします。いや、この文章、文章というのは伊藤委員が出された文章です。

◆**橋尾泰博 委員** 伊藤委員のほうから、住民投票の時点ではという1行を削除して先ほどの文章つないでということで、この市庁舎整備の5つの方針によって意見が耐震改修一部増築案、新築案を支持する委員に分かれる中というのは、この整備案の5つの方針で分かれとるように読み取れると、これは私もそう思います。それで私もこの1行は削除してもいいのではないかなというふうに思います。

と申しますのは、このつづくりの上の段に、鳥取市庁舎整備全体構想（素案）で示された5つの方針に沿って市庁舎整備の検討をすることというふうに書いてあります。それで我々4次の特別委員会で住民投票の時点ではというような第2次と3次の間のようなことを書かなくても、意味合いとしては通じる、もっと削除したほうがわかりやすい表現ができるのではないかという思いを持っております。

伊藤委員のほうから修正案が出てきたわけですが、私はここはやっぱり委員の皆さんで住民投票の結果を尊重しという、先ほど有松委員は住民投票の結果は重いという表現されたですかね、重いという言葉と尊重とどう違うのかそこら辺、僕はよくわからんですが、やはり私は現実的に市民の皆さんに最終判断を委ねたというこの事実、これだけはどうしても削れない。やはり主権者である市民の皆さんに最終判断を仰いだということは、私は今回の中間報告の今の部分の中でも出てくるとは思いますけれども、早期に方向性を出す必要があるという文

言が何カ所か出てきます、このつづくりの中でも出てきますが、私は方向性っていうのは何を指した言葉なのか、改めて確認をせないけんとともまた後でさせていただきますが、私は方向性というのは市民の皆さんが出しておられるという、私は認識しております。そういう点で伊藤さんが出されたこの文章、こういう委員の認識の違いがあり、議論は堂々めぐりを繰り返したと、これがやっぱり真実であろうと思います。入り口論の話ばかりやっておりましたので、ですから、この文言入れても了といたします。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員はどうですか、この文章。

◆**棕田昇一 委員** 私はこの文章自体はいいと思いますけれど、さっきもあったように、目的のところに入れば、あえてここに入れなくてもいいっていう。今一つは仮にここの部分であってもこの文章自体はいいと思いますけど、前後の文章、文脈ということもかかわってくるので、ちょっとそれらも含めて議論しながら判断していくべきではないかと、それについても私の意見もありますけれど、とりあえず今のところはそうしておきましょうか。

◆**中西照典 委員長** どうですか。

寺坂委員。

◆**寺坂寛夫 委員** その住民投票の結果どうのこうのっちゅうのは、これは第3次の段階での話であって、それまたいろいろ専門家委員会、これは今、第4次ですので、何かそのことが出ること自体が何かちょっとおかしいように思いますね。ですから、私が先ほど言ったのは、第3次特別委員会の報告という格好についてもいろいろ出したのだけど、議会一致で、その辺は考え方がいろいろ**(聞きとり不能)**ずっと4次に来るということを私は思っていますので、その辺がやはりちょっと住民投票、住民投票の結果というのは載せるべきでないと思います。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 住民投票の結果っていうのを載せる必要はないという理由をもうちょっとわかりやすくお願いできますか。

◆**中西照典 委員長** 寺坂委員。

◆**寺坂寛夫 委員** ですから、3次の委員会で結果を重んじて検証したわけでしょう、いろいろね。その辺で市民の皆さんは安いほうがいいということがあったりするわけです、内容には、その額が。それでいろいろ検証すりゃ、駐車が足りないとかいろいろあったでしょう。それが3次の段階であって、報告であって、それからまたあらゆる面で先にまた出とるわけですから、そこまであえて、今のまんまで出すとすれば、今まだ十分議論されてないと、それでいいと思いますよ。ですから、これはこちらには上げなくてもいいと思います。

◆**中西照典 委員長** 橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 私は寺坂委員の言われること、よくわからんのだが、第3次で、特別委員会のことでですから任期ありますよね、その任期の中で結論出さなかった部分もある。やはりその経過の中で住民投票の結果を尊重して、今後も市民の皆さんの声を聞きながら、今後も調査研究をしていただきたいということを最終報告として、議会、議長に報告しておるわけですよ。ということは、我々3次の委員、伊藤さんと桑田さんと3人おりますが、引き続き特別委員会に入っておる委員が、それが次の委員会に3次の特別委員会の思いを委ねとるのでですよ。それを

何か関係のないような話をされる、私はそこを認識が、寺坂委員の思いがよくわかりません。

◆**中西照典 委員長** それぞれ出ておりますが。

副委員長、どう。

◆**吉田博幸 副委員長** 下村委員が言われたようなことで僕はええと思ったりまし、ここの場で話がいつもかみ合わなんだのはそこら辺のどこだったろうと思いますから、これは素直に載せていきゃあ、中間報告ですから載せていきゃあええというふうに思っております。

◆**中西照典 委員長** どちらにしても、この文章を皆さんに諮りますけども、この伊藤委員が出された文章のままだということについての、皆さんはどうですか。

桑田委員。

◆**桑田達也 委員** その伊藤委員が出された文書については盛り込む必要がないと思うのですが、まず何が住民投票を議論する上でかみ合っていないのかということがやはり問題だと思うのですが、そこでこの4次の特別委員会の審議の経過から考えて、このような文章がふさわしいのではないかなと思うのですが、下から3つ目のところまでは合意が諮られていますから、本特別委員会で合意が……。

◆**伊藤幾子 委員** まだですよ。

◆**桑田達也 委員** あっ、違うの。

◆**伊藤幾子 委員** だって順番どおりにいってないもの、あっちいたりこっちいたり。

◆**桑田達也 委員** 一つ一つは、この3つ、真ん中のところの固まりの一つ一つについては、これまでの審議経過を踏まえればこの5つの方針に、沿ってというところが、先ほど議事録を確認してということがありましたから、それは確認していただければいいでしょう。5つの方針でこの市庁舎整備の検討すること、合併特例債の問題、喫緊の課題である、早期に方向性を示すのだと、これは審議の中で明らかに合意がとれたものだと思います。

それでその次ですけど、先ほど言いましたように、この住民投票の議論をする上でかみ合わない点をこの文書の中からどのように酌み取るのかということだと思うのですよ。ですから、合意がとれたところでありますと、しかしながら、市庁舎整備の5つの方針で掲げられた、1から5ですね、先ほど下村委員が盛り込んではどうかという1から5については、住民投票の時点では議論が十分でなかった点であり、よって耐震改修一部増築、新築について委員で意見が分かれる中、それぞれの案について意見が重ねられたというふうにまとめていけばいいのではないかなと思いますけど、どうでしょうか。

◆**中西照典 委員長** ちょっと待ってください。もう一度ちょっと言ってみてくださいね。

◆**桑田達也 委員** 以上の点については本特別委員会で合意がとれたところであります。しかしながら、市庁舎整備の5つの方針で掲げられた①から⑤については住民投票の時点では議論が十分でなかった、要するに機能だとか防災面であるとか、そういったことの議論が十分でなかったために、耐震改修一部増築また新築について委員の中で意見がわかれる中、それぞれの案について議論が重ねられて、重ねる後は以下同様でよろしいのではないかなと思います。

要するにこの4次、私たちが設置目的も明らかにして、4次の特別委員会で議論を重ねてきた結果、いまだに住民投票の位置づけというものが平行線である、堂々めぐりをする、その点

をこの4次の特別委員会でなぜ議論がかみ合わないのかということはこの文書の中で明らかにするためには、こういうまさに住民投票の時点で議論が十分でなかった防災面や機能面や市民サービス、そういった点の議論がかみ合っていないわけですね、その住民投票の時点では、そこまで明確に出していませんから、住民投票の時点ではね。だからこうして今までこの議論が積み重なってきているということを認識すれば、そんなに私はずっともとに戻って、何が何でも住民投票で選ばれた耐震改修、そのときのですよ、防災面や機能面や市民サービスの面やそういったことも示されなかった住民投票案ということを私たちが支持するわけにはいかないでしょう。ですから、このような文章にするのがふさわしいというふうに思いました。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 桑田委員の提案された文章にしようと思えば、もっともっとそれに至る経緯だとか議論を書かないと、余りにも乱暴すぎてわからない。それで、言いましたけど、私は委員の意見が分かれているのは市庁舎整備の5つの方針によって分かれているのではないと、先ほど下村委員の住民投票の結果っていう受けとめ方と私の受けとめ方、考え方が違うように、もうそこからして違うわけだから、すごく桑田委員の頭ではそれですっと入るかもしれないけど、私はもう全然だめだめ、そんなのは。全く説明になっていません。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 私、先日の委員会のときにも申し上げましたが、この原案にしても、先ほど桑田委員がおっしゃられたのにしても、それまでのところに住民投票のことが何にもうたわれてなくていきなり住民投票の時点では云々と。それはやっぱり誤解を招くし、余りにも乱暴でわかりにくいと。今、伊藤委員もおっしゃいましたが、丁寧にだとすれば、それまでの住民投票から以降のことをちゃんとどうたわないとだめだと思います。

委員長、それと、休憩前の事務局についていうあの作業は、あれどうでしょうか。

○**勝井節朗 市議会事務局次長** 今、やっていますけど、まだ。

◆**棕田昇一 委員** まだ、じゃあ、わかり次第、また教えていただく……。

○**勝井節朗 市議会事務局次長** わかっている。

◆**棕田昇一 委員** ああ、そうですか。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 棕田委員のおっしゃる住民投票以降の経過というのは何を指していらっしゃるのか。私は、3次の特別委員会での議論を踏まえた委員長報告そのものが住民投票の結果以降の議論だというふうに思っておりますから、その3次の特別委員長報告がある以上、それをまた新たにこの4次の特別委員会の中間報告に盛り込む必要性が本当に必要なのかどうか、私はちょっと理解に苦しみますね。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 何をどのように盛り込むかというところまで先ほどの発言で私はしてないのですが、いずれにしても唐突にいきなり住民投票のと、こういうふうに出てくるのはまさに唐突で、いろんな臆測や誤解を、あるいは認識の不十分さを生むおそれがあると。それこそこれまでの委員会で、桑田委員、第1次からの経過も御発言なさったことがありますけれど、振り

返ってみると、具体的な正式な名称が専門家委員会かどうかは別にして、いわゆる専門家の方々に御意見を聞く、御意見をまとめていただくというような、いわゆる専門家委員会というのはもう何年も前から、直近の専門家委員会だけではなくて経過があるわけですが、まさにそういう中でこの5つの観点ということがちゃんと議論されてない、認識がされてない。その専門家委員会とは何ぞ、何だったのだというようなことにまで議論がさかのぼっちゃいますから、そうするとさらにややこしくなるので、住民投票ということを文言を入れるのであれば、ここに住民投票という文言を入れるまでの、どういいますかね、道筋といえますか、論理性といえますか、やっぱりそこに触れないと、いきなり住民投票の時点では議論が不十分であった、これでは粗っぽすぎるということを申し上げたかったということでもあります。

◆**中西照典 委員長** 待ってください。ちなみに棕田委員が先ほど質問がありました、調べた結果の報告をしてください。ペーパーがある。用意してある。いやいや、いい、読んでください。そこのところ読んでください、別に。

○**増田和人 議事係主任** 第18回です、1月27日の月曜日に開催された特別委員会ですけども、いろいろ議論が進む中で最後のほうになるのですが、委員長のほうから、ちょっと読み上げさせていただきますけども、では、一応その3ページまでの5つの方針の大きなところまでは、これで今後検討していくのだということによろしいですね。はいと呼ぶ者あり。ということで、では皆さんの了解をいただいたということにしますという議事録になっております。

◆**中西照典 委員長** いや、私の発言じゃなしに、皆さんのはいというところでこれで進めますということになっているわけですね。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 委員長はそれがおっしゃりたいのかもしれませんが、私が休憩前に申し上げたのは、こうこうこうということが委員会であった、私もこうこうこうのことを言っただけということで議事録を調べてくださいですから、そこも含めて、委員長が今言われた部分ももちろん報告していただいたらいいですけど、それに至る、それに関連する委員の発言、少なくとも私は発言しておりますから、そこについてちゃんと報告してください。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員に個人のありますが、ただ本委員会では合意がとれたと私は思っております。あとの棕田個人の分については後でコピーを、あれはあげてください。

次に行きます。

◆**棕田昇一 委員** 違いますよ。

◆**中西照典 委員長** いや、次に行きます。

◆**棕田昇一 委員** ですから、ちゃんとはっきりしてください。

◆**中西照典 委員長** だから、委員会では合意がとれていますが。合意をとって進んでいますが。だからそれはそのことを言っているのです。別に本委員会では合意をとれたところであると言っているところでありますから。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** じゃあ、もう残念ながらこの場では委員長取り上げられませんが、事務局、その部分、議事録をちゃんと提示してください。お願いします。

◆**中西照典 委員長** じゃあ、後でお願いしましょう。

ちょっと待ってくださいね。

今、伊藤委員から示されたこの文書について、これを皆さんに諮っているところであります。この文書を中間報告にどのように入れていくかのところであります。

どうぞ。

◆**伊藤幾子 委員** 下村委員のほうから提案していただきました、住民投票の結果については各委員の認識が違っており、議論は堂々めぐりを繰り返しました、一々第3次特別委員会報告のかぎ括弧でくくっているところは要らないということですよね。やはり住民投票の結果については、その部分はどういう解釈かっていうのは違うのだけでも、でもやっぱりそれにあらわれているように各委員の認識が違っていているということと、議論は堂々めぐりを繰り返しているというのが現状だということは本当に理解していただきましたので、私は下村委員さんが提案してくださったことで了としたいと思います。これは最初に私が提案をしたものとして、下村委員さんの提案で私は了としたいと思います。

◆**中西照典 委員長** マイクで言ってくださいね。いいですか。

そういうふうにしておられるわけですが、私は思うのですが、その一文入れても、次に住民投票の時点ではということは、私は何ら変更する必要はないと思いますけども。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** それはそれでまた後、議論していただければいいと思います。

◆**中西照典 委員長** 経過、今、私が提案したところですが。

下村委員。

◆**下村佳弘 委員** 削除する必要はないじゃないかと思うのです。これちょっとわかりにくいですよ、文章が。だから、住民投票の時点では議論が十分でなかったが、執行部から示された案ですよ、市庁舎整備の5つの方針、これを具体的に書いて、を議論した結果、耐震改修一部増築案、新築案を支持する委員に分かれるというふうにされたらよくわかるのじゃないかと、読まれた方も、思うのですけどもね。

◆**中西照典 委員長** 済みませんね、もう一度ちょっとお願いします。

◆**下村佳弘 委員** 文章のつづくりがちょっとあるかもしれませんが、住民投票の時点では議論が十分でなかったが、執行部から示された市庁舎整備の5つの方針を議論した結果、耐震改修一部増築案、新築案を支持する委員に分かれるというふうに、後の文章のつづくりはあると思うのですけども、そういうふうにしたら読まれる方はわかりやすいじゃないかというふうに思いますけど。

◆**中西照典 委員長** 5つの方針を具体的に書くってことです、入れていくってことです。

◆**下村佳弘 委員** それは今言いませんでしたけど、そうですね。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 先ほどの伊藤委員の提起を受けて下村委員の御意見があって、伊藤委員が先ほどそれでいいですと言われていた、そこに続くところの議論、私もその前提でそこに続く以下の部分についての意見ですけど、ちゃんときっちりした文章に成文化するとこまでちょ

っと時間がなくてできていませんが、一応申し上げますと、そこに続く部分、耐震改修及び一部増築案と新築移転案並びに現地新築案を支持する3案に委員の意見が分かれたと。で続くのですが、ちょっと接続詞まではあれですけど、多数決による採決はすべきではない、またそれでも採決するというのであれば、これまでの経過を鑑みるならば、まず判断すべきは新築移転すべきか否かであると意見が出されました。しかし、市庁舎整備は喫緊の課題であり早期に方向性を出す必要があるという意見が出され、第23回の委員会において現本庁舎を耐震改修すべきか否かについて採決をし、否決されました。一番最後の段落の部分はちょっとこの議論を受けてもう少し考えたいと思いますが、先ほどの固まりの部分はこういう、まさに意見の違いはありますけれど、それぞれの意見がこうであったということ、そしてこの間私たちは強行採決反対ということは申し上げましたけれど、この間の結果も踏まえると、今のようことがまさに中間報告として言うべき経過としてはそういうことであったのではないかと思います。やはり市民にしっかり丁寧に伝えていくべきだと思います。

◆**中西照典 委員長** 有松委員。

◆**有松数紀 委員** そういう個々の意見を言えば、もうそれぞれ意見の切り口が違ってきただけですよ、今までの議論がね。棕田委員は移転新築という部分、強調してよく言われてきたわけですけども、その部分を強調されるのであれば、我々、私は特に4つの案を絞り込んでいくに当たって、現本庁舎耐震改修というくくりの考え方と新築という、位置はどうであれ新築という絞り方があるということも訴えてきたわけね。

◆**棕田昇一 委員** 入れたらいいじゃない。

◆**有松数紀 委員** ええ、だからそういうことを私は一々入れるとますます中身が、議論を、個々それぞれの意見を入れることを本当に伝えるのかなという感じがしますので、あえてそういう部分は今までの経過の中でいろんな考え方があったということで集約できると、まだまだこの議論は絞っていかねばいけない議論が後にあるわけですから、個々の意見の経過というような主張を、今、ここで、中間報告とする意義は余りないと私は思って、必要がないと思っております。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** それぞれの委員がもちろん発言はされていますが、先ほど有松委員が私はこのように言ったと言われた意見も含めて、意見の違いはあるけれど、大方の意見を集約するような意見になっていると思いますよ。単に一人一人全部表現するという、文書化するという意味ではなくて、そういう意味で私はちゃんと事実事実として、どういのですかね、まとめて伝えてちゃんとそういうことを踏まえながら、踏まえることが大事だと、こういうふうに思っております。

◆**中西照典 委員長** 有松委員。

◆**有松数紀 委員** 棕田委員の言われてきた主張というのは十分伺ってきたというふうに思いますし、先ほど言われた部分の考え方というのは、確かに棕田委員が今まで発言してこられた議論の経過だというふうに率直に受けとめさせていただきますけども、その部分を挙げるのであれば、私の言い分というか、そういったものも当然盛り込む必要がある、伊藤委員の考え方も

盛り込む必要がある、橋尾委員の、それぞれのということを全部盛り込むことが市民にこの中間報告として伝わるのかということ。ですから、いろんな議論はあったけどということで十分だと私は思っています。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 私も有松委員の御意見に賛成ですけども、確かにいろんな御意見がありました。しかしながら、委員長がどういう審議の語り方をしたのかということが客観的に文章として表現をされておれば、私はそれでいいというふうに思うわけでして、またさらにはこの文面の中には、一部委員からは現時点での採決は認められないとの意見がありましたということも加わっておりますし、こういうことを見れば、今言われたように一人一人の意見まで、詳細のところまで盛り込む必要は私はないというふうに思います。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** やはり市民に対する説明責任を果たしていくという点からいえば、どういった議論がされてきたかっていうことを私は詳しく出すべきだと思うのですよね。必ずしもスペース的に大分幅をとるわけでもないし、当然それは出しても何の支障もないわけで、私はそういう議論の経過を伝える上でも、ぜひいろんな意見、出た意見、どう書くかは別ですけど、入れるべきだと思います。

◆**中西照典 委員長** 有松委員。

◆**有松数紀 委員** そういったいろいろな意見があるからこそ、今、ケーブルテレビとかこういうメディアを使って市民に克明に委員会の審議のあり方というか、意見の出方を伝えようとしてきておるわけで、その部分を踏まえれば、この中間報告に関してはわかりやすく議論はいろいろある中でということで十分だと言っているのです。行を加えれば加えるほどやはり市民からすれば受け取り方が複雑になってきがちですし、わかりにくくなっていく。そういうことを考えると、そんなに文を加える必要はないと私は言っているのですけどね。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 一方では単純化することによって伝えるべきがちゃんと伝わらない、理解をいただくべきがなかなか理解いただけないという部分もあるということも踏まえなければならぬと思います。

◆**中西照典 委員長** 双方の意見がありますが、まずちょっと確認しておきたいのは、少なくとも伊藤委員が出された文書は、伊藤委員も先ほど言われましたが、しかしながら、住民投票の結果については各委員の認識が違っており、議論は堂々めぐりをしましたというところ、これについて意見が、載せなくてもいい意見もあるし、載せればいいという意見がありましたけども、どうですか、その今の私が読んだ文章についてはどうですか、よろしいですか。皆さん、いいですか。文章を載せてもいいかという意味です。

では、一応先ほども挙手を願いましたので、確認します。しかしながら、住民投票の結果については各委員の認識が違っており、議論は堂々めぐりを繰り返しましたという文章を、これは載せると、その場所は住民投票の時点の議論が十分でなかったという、その前に載せるということなので、それに賛成の方は挙手を願います。

挙手多数

◆**中西照典 委員長** じゃあ、挙手多数で、この文章は、では載せていきます。

その次に、下村委員が提案ありました、それを載せた上でその次にを、ちょっと文章のつづくりがあれですが、住民投票の時点では議論が十分でなかったが、執行部提案の市庁舎整備の5つの方針、これ5つを書いて、それから以下は一緒と。下村委員、そうでしたね。

◆**下村佳弘 委員** 議論した結果。

◆**中西照典 委員長** 議論した結果、耐震改修云々というふうにつながるということでしたね。そのことについてはいいですか。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** もう一度ちょっと確認したいのです。その5つの方針というのは文書には①から⑤まで書き上げるということで、私もそれについて異論はないですけど、その方針ということが何を意味しているのか、つまり先ほど委員長のほうからページ数の話がありましたからあえて言うと、3ページから10ページですか、までのこの内容を方針ということであれば、それは合意してないですよ、先ほど言いましたように。**(発言する者あり)** 5項目を踏まえて検討するという意味ですか。であれば、それはそうしましょうということだったと思いますね。

◆**中西照典 委員長** そうということですね。そうです。それはそれでいいですか。ここで一応その文章をつくって、それを皆さんに提示して皆さんの同意を図っていこうと思いますが、それでよろしいですか。

有松委員。

◆**有松数紀 委員** いろいろ意見が出て、ですから、成文にすることを最後に残してもう一度確認するということで、委員長のほうで一つ一つ語りながら、この文を本当でこれでいいのか、いいとか悪いとかいうことで進めていって、最後に成文化したものをを見せてくださいよ。

◆**中西照典 委員長** では、4行目までは先ほどもしました。それからずっと来まして、いきなり上から4つ目の固まりのところを今やったわけですが、ほかのところで何か、寺坂委員ですか。

じゃあ、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫 委員** 下村委員のこの5つの方針を具体的にということがありましたですけど、この3つ目のところに当てはまるのではないかと思います、その内容。最初に出されていますからね、5つの方針という、沿って検討すると、以上の点について本特別委員会で合意がとれたところでありますと。ですから、その時点でも5つを出されたほうが文章としてはいいかなと思います、出すのならね。

◆**中西照典 委員長** 具体的に書くのは、上の5つの方針のその後に具体的に書いたほうがいいということですね。じゃあ、それも。いいですね、皆さんね。

橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 私もそれでいいと思いますけれども、今、3つ目のつづくりのところに来とるわけですが、全体構想で示された5つの方針に沿って市庁舎整備の検討をすることといたしました程度の表現でいいじゃないでしょうか。**(発言する者あり)** いや、というのは5つの方針出て

いますよね、このプロジェクターにも出ていたのだけど、例えば新築案と耐震改修案であれ、いろんな整備案があったわけですが、やはりそれぞれ5つの方針によっても中身の組み立てとか、それはやっぱり委員であるわけで、これからも議論していかないかんことでしょうか、5つの方針に沿って市庁舎整備の検討をすることといたしました程度の表現のほうが私はいいように思います。あえてその末尾のほうに本特別委員会で合意がとれたところ、いけば5つの方針を全てこの9人の委員が合意したというところまではいってないので検討を進めていくこととしましたというような表現でいいのではないかと思いますし、それからその下の部分で、えらい細かいことにこだわって申しわけないが、耐震改修一部増築案、それから新築案というくくりになっておりますけども、先ほど棕田委員がおっしゃったように、新築移転案と現在地での新築案、その3つの案を支持しておるというのが現実ですし、やはり事実は事実として表現をしていただいたほうがわかりやすいというふうに思います。

◆**中西照典 委員長** ただ、この間のとき下村委員はどことは示されませんでしたよね。新築と言われて場所は言われなかった。だからそういう意味では3つじゃないわけですね。というふうにして4つになる。だからそれはやっぱり言われました。いや、だから事実はそうだったということを僕は言いよる、確認は。ですから、それはそのほかの方はどうですか、その意見に対して。

下村委員。

◆**下村佳弘 委員** 新築の反対というとやっぱり耐震になりますよね。どちらかと聞かれて会派で相談して来てくださいということでありましたので、新築というふうに会派の意見として申し上げました。大きくくりにして新築移転まで公明党さん、新さんはおっしゃられました。けれども、新築か耐震かということで聞かれれば新築だということで、また大別、大きくりをすればそういうことだろうなというふうに思いますね。

◆**中西照典 委員長** 私の諮った意図はそういうことですので、私は文章はこれでいいと思っております。

それから、橋尾委員がその本特別委員会の合意がとれ、そこは抜くような意見でしたね、5つの方針について検討することでありまして、後は抜きなさいでしたね。ただ、これは合意を確かにとったのですよね、間違いなく。この合意とそれから合併特例債は、これは合意を私はとりましたのでこれはこれでいいと思っております。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** その5つの方針があって、それをより具体的に書いたのが全体構想の中で後のページにあって、それで次に前提条件があって、その次にそれを踏まえて4つの案っていう流れで来ていましたよね。それで確かに5つの方針という見出しというか、そういう部分は確認をした。その具体的な中身については議論の最中だと私は認識しております。当然その前提条件になり得ることも、まだ議論の途中であって、でも、議論の途中なのに何か4つの案の中に踏み込んでいっちゃったからちょっとわけわからんようになってきますけれども、どこまでが合意しているかっていうのをこの合意という言葉を使うのであれば明確にしないと、何か見出しのとこだけだよとか、前提条件までだよとか、やっぱりそういったことが本当にそういった

間違いのもっとっていうのはやめた方がいいと思うので、そこがはっきりわかるようなちょっと表現の仕方が要るかなと思うのですが。

◆**中西照典 委員長** あくまでも5つの基本っていうのはこの間庁舎整備が示しましたよね、そのことですよ。だからそのことについては、皆さんは今後進める上ではそのことと、先ほど言いました合併特例債を活用することについては、合意を私のほうからとらせていただいたとこでありますから、そのことですよ、あくまでその合意というのがね。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** であるにもかかわらず、その表現のしかたが、やっぱりこの解釈の違いが生じる可能性があったり、これで本当に共通理解になっとるかいなという不安を生じているということがあるわけですから、だとすると、ここは委員長、こういうふうにしたらどうですかね。このかたまりの下から3行目中ほどからですね、鳥取市庁舎整備全体構想5案で示されている、①何々、②何々、で⑤何々まで、と書いて、を検討することということであれば、より誤解の可能性が低くなるといいますか、より正確になっていくじゃないかと思いますけど。

◆**中西照典 委員長** 方針に沿ってをとれという意味ですか、その今の言い方は。

◆**棕田昇一 委員** だから、その方針とは何ぞやと、いや、5項目なの、その中身まで含めてなのというような解釈のことが出てきて、中身まで含めた、つまり10ページまでの中身までを含めたものということであるという審議も十分なされてないし、ましてやそれを前提にというような合意までは至ってないということが事実でありますからね。そういう、いや、それは合意したとか合意しなかったというようなことが後々、問題が生じないように厳密にしておいたほうがいいんじゃないですかということを申し上げているわけです。

◆**中西照典 委員長** この間も言いました、市庁舎整備の5つの方針ってこれですからね。5つの項目じゃない、ちゃんとこれを皆さんに示してやっているわけですから、この5つの方針をということに対して、それはこの間私は皆さんにお諮りして確認していますよ。

◆**棕田昇一 委員** 1回ちょっとここは事務局に議事録をちゃんと出していただくように、でないとはこれは後でじゃなくて、これちゃんと確認してから審議しましょう、休憩になっても。

なぜかといいますと、例えばその5項目、その5項目の1項目目を執行部が全体構想として示している中身としては、例えば4ページに、その1、防災機能の強化と、そしてそういうところに屋外に十分な防災対策のための平面スペースがどうだとか、あるいは新たな施設の整備がどうだとか、こういうようなことがずっと出るわけですからね。単にこの5項目をもとに検討しましょうということと、これらを合意したということとかで全然意味が違ってきますから、私たちはそういうとこまで合意はしておりません、これははっきり申し上げておきます。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 私も事実確認をしていただきたい。10ページまでは委員長のもとで、私はその5つの方針、さらに10ページまでの内容については確認をしたというふうに認識をしておりますけども、先ほど、この事務局3ページまでということでしたけども、10ページまでののはこの委員会での確認事項だというふうに私は思っておりますが。

◆**中西照典 委員長** 私はこのあれから言うと、3月12日の第22回のときに、一つの進み方としてこの5つの方針が前提であるということと、それから、合併特例債を財源として活用するという、これを皆さんにお示ししまして合意を得ていると私は思っておりますが。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** いずれにしても、議事録ちゃんと踏まえた上での議論ということにしたいと思いますが。例えばその資料5ページのところに出てくるその防災機能のところのことで言いますと、私、2回前、3回前のこの委員会だったでしょうか、例えば防災対策本部会議室の100平米だとか、あるいは情報システム管理室の100平米だとか、やっぱりこういうものはどこに置くかは別として必要だと思うと。しかし、その備蓄倉庫の300平米、この根拠は何だとか、あるいはこれは本庁舎に置くべきかどうかとか、あるいは多目的スペースの800平米はどうかとか、こういう議論しましたよね。

じゃあそのときに、いや、それはもう既に合意していることだから、棕田委員の発言はぶり返しをしているとかですね、後戻りをしよとかね、こういうことは委員長はじめ一切ありませんでしたよ。私は当然、ここまではちゃんと合意という認識がなかったからそういう議論をしているわけでありましてね。ただ、この項目としての防災機能の強化という観点での検討を進めていかないといけないというのは、何度も申し上げますが、そのとおりですということできている経過があるということはあると思いますが、そういうことも合わせてお伝えしておきたいと思います。

◆**中西照典 委員長** どうですか、そのほかに。今の棕田委員が言っておられる、5つの方針に沿って検討することがです、それについて合意したって、検討することを合意したってということですよ。

寺坂委員。

◆**寺坂寛夫 委員** このブロックですけどね、全体的なこと言っておられるです、その最初の段階で。よく見れば、市庁舎整備の方向性を早期に決定すること、合併特例債を財源の柱として使用し、本市の財政負担を可能な限り軽減させること、ですね。それで、今言われますこの市庁舎整備の検討ということですね、5つの方針。これはもうこの委員会で合意がとれたところであります。全体的なことですので、これは。ここだけの全体構想の5つがどうのこうのっていう格好、それはある程度この前、合意って言うか、検討したりすることは合意とれていますので、それと合わせたこの庁舎整備の全体でこの行ですね、かたまりはそれは全体を捉えた合意ですので、そういう私は解釈しますけどね。

◆**中西照典 委員長** 事務局、そこのとこ出ていますか、わかりませんか、まだ、調べんと。

勝井次長。

○**勝井節朗 市議会事務局次長** 棕田委員の発言の部分だと思うのですが、18回のところでですね、そのまんまをちょっと読ませていただきますと、この3ページのこの5項目を含めて、これについて基本的な考え方というか視点については、共通理解になるんじゃないかということと、この3ページのこの文書を了承というか、した上で次に進むということとはこの方法論は必ずしも一緒じゃなくて、だから、基本的にこういう建前に立って具体的な中身のところを

考えてみるべきではないかというのはそうかもしれないけれど、ここはじゃあ確認ですよという何かがちがちのようなことをされると、また後の議論の中によってこっちの修正とか、工夫とかということが必要になってくるかもしれんから、そこはそうがちがちにならんようにやっていただきたいと思いますという。**(発言する者あり)** 委員長は、私もここでの5つの方針までは棕田委員が言われるように、ここを了承したからこの一句が変わっちゃいけないというようなことは当然ないわけで、ただ、おおむねこういう方向の3ページの下の5つの方針までは、これから議論する中で、これで進めさせていただいていいですかという委員長の提案をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。というような。

◆**中西照典 委員長** その後ですね、さっき言いました、3月12日に再確認を僕はさせていただいているところです。それは調べていただければいいと思います。

要はそういう方向でいくのだという、検討するのだということは、私は皆さんに提案してそれは合意を得たと思っております。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 今、事務局から読み上げていただいたことを踏まえて、今の委員長の最後の言葉が何を指しているのか、つまりその3ページにあるこの5項目と、これについて検討していくのだということですよね。じゃあそこは、はっきりしておきましょう。

◆**中西照典 委員長** それはここに書いてあるとおりでしょう、私に言わせると。私はそういう意味で言っているところですけど。

◆**棕田昇一 委員** ただ、きょうのこの委員会の中で、10ページまでは確認できたとか、そういうような意見があったので、そういう誤解や勘違いがあったらいけませんので申し上げたということと、それからもう1点、この文案のこの「沿って」というですね、ちょっとこの意味合いをどういう意味合いで理解したらいいのか、それについてはこれ委員長にお尋ねしたらいいいでしょうか。

◆**中西照典 委員長** 「沿って」って、この方針があるのだから、それに沿っていこうということだけ、単純にそういうことであります。方針をもとにとでもするのがいいのか知りませんが、方針があるからそれに沿っていこうということですよ。

◆**棕田昇一 委員** じゃあ、その5つの、この3ページの、今、画面に出ているこの5つのことを踏まえて検討していきましょと、こういうことですね。

◆**中西照典 委員長** そういうことです。

じゃあ、その辺までの流れはいいですか。じゃあ、よしと……。

伊藤委員、ちょっともう一回確認。これをするによって、さっき僕は当初に、入ってくるとのことですね、入ってくるっていうのは中間報告しなくていいって言うておられたから、大分入ってこられたけど、そういう方向にいつておられるという意味ですね。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** だから何が何でも出さないという立場ではなくて、理解できる部分があればそれに向かって私も努力するという立場で臨んでおります。

ちょっと委員長に確認をしたいのですが、この5つの方針っていうのは当然わかりますが、

これ、5つの方針に沿ってとか基づいてとか、市庁舎整備の検討することと、これは、5つの方針に沿って市庁舎整備の検討することという中に、前提条件が出ていますよね、基本構想の中にね。その前提条件の部分も、何ていうのかな、検討しているってということだと委員長は認識されているのかどうか。

◆**中西照典 委員長** これはですね、説明の中で、それを皆さんで合意してないでしょう、事実。ですからそういうふうに皆さん思っていますよ。だって、さまざまな意見が出ていって、その平米数が広いだ、あるいは狭いだ、そういう意見の中でまだ決まってないのは事実でしょ。ですから、どういう意味で確認されるか知らん、伊藤委員もそこにおられたのだから余りそういうことを、おられない人が言われるのなら、おられて一緒に議論してきてやっぱり進んできているのだから、やっぱりその辺のことは伊藤委員の中で確認しておいてくださいよ。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 議論に参加していても何か、何ていうのかな、幾ら言ったってそれは違うみたいなようなことを言われると、私も確認したいのだけどなかなか確認できないというか、結局、何か、どこまでがみんな確認したこととどこが違うのだろうかというの、ちょっとわからないままきいているので、今、確認させてもらっているのですが。

結局、じゃあ、そういった前提条件も議論の最中だったし、合意が諮られているわけでもないけれども、そのような状況の中で、急いで方向性を出すためにきのうのようなことが起きたということですね、わかりました。

◆**中西照典 委員長** 一応、先ほどの文章を入れて、もう一度これを組み立てたいと思いますが。桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 先ほど私が申し上げました10ページまでの確認ということ、何か誤りがあったというような御発言もありましたので、改めて事務局、今、その文章が出せない状況であるのであれば、またひといていただいて。**(発言する者あり)** いえ、いえ、いえ、10ページまでこの特別委員会の中で、そこまでとりあえず確認をしましたよということをこの委員会で委員長のほうからも発言があったというふうに私は認識をしておりますから、そこについては確認をしといていただきたいなと思います。

◆**中西照典 委員長** お願いします。

それでは、一応これで意見は出たとしまして、文章をこれからつくりまして。

橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 休憩する前に私にも意見を求められて、この下の部分の整理を議論して、簡潔にまとめたらというような提案、削除してほしいと、削除できないのだったらどういう表現の仕方があるのかということ提案はしたのですが、この点の取り計らいを皆さんにお願いしたいと思います。

◆**中西照典 委員長** それでは、先ほどは中断、中を議論せずに一番最後まで移ったわけで、それはそのことについての採決するのはおかしいというのがありました。

改めて、じゃあ委員長から皆さんにお諮りしますが、この下から3行目ですね、今後は本庁舎を新築することを基本に、市庁舎整備について早期に具体的な……。ちょっと「の」がな

いですね、方向性を決定するために引き続き調査研究を進めることとし、本特別委員会の中間報告としますと。この文章をこのままでいいという方の挙手を願います。

挙手多数

◆**中西照典 委員長** 挙手多数です。**(発言する者あり)** いや、多数であります。多数ということで、これで進めさせていただきます。

じゃあ多数であるということを確認しますよ。

◆**橋尾泰博 委員** ちょっと、ええかな。

きょうのこの特別委員会の議論の中でも、私はこの3行の削除を求めたいということを申し上げました。なぜかと言うと、この中間報告の取りまとめの中で、この本庁舎を、新しい庁舎をです、新築をすることを基本にということは、今まで我々特別委員会もそうであります、議会全体としても大幅に方向転換をする事実です。きょうも有松委員のほうから余り大きな方針転換ではないようなことがあったですけども、市民の皆さんは住民投票で耐震改修及び一部増築案を支持されて、やはりこの本庁舎を新築すること、言えばその前段ですよ、現本庁舎を耐震改修することは否決されましたと、これは大変大きな方針転換ですよ。

やはりこの中間報告をするということは、この4段目のつづくりの中に、どういう審議をしてどういう理由でこの結論に導いたかということ、やはり表現しないと私は中間報告の重みというか内容にはならない。だからやっぱり、そこの部分を委員の皆さんと議論して、皆さんが納得いただける形での表現にさせていただけんかということをお願いしたいというふうに思います。

◆**中西照典 委員長** 下村委員。

◆**下村佳弘 委員** まず最初、認識の違いがありましたよね、最初というか、住民投票の結果については、認識が大きく違っていると。違っているけれども、5つの方針に沿ったような形で審議を進めてきたと。その結果、耐震改修一部増築案、新築案を支持する委員に分かれたけれども、早期に方向性を出す必要があるから委員長が議決をとられたと。その中で、耐震改修を実施するかしないかという判断を求められた、そこの部分がいわゆる方向性だというふうに思うんですよ。そして、それが事実。この事実を載せないでこの中間報告の意味はないと思います。だから載せるべきだというふうに思います。

◆**中西照典 委員長** 先ほど採決をとりました。

それでは休憩に入ります。**(おかしいと発言する者あり)**

再開は、新しい文章ができましたら各委員に時間は知らせますので、それまで休憩といたします。

午後4時41分 休憩

午後4時50分 再開

◆**中西照典 委員長** それでは委員会を再開いたします。

修正しました市庁舎整備に関する調査特別委員会中間報告案が、お手元にあります。

事務局より朗読させますので、事務局、よろしくお願いします。

○増田和人 議事係主任 読み上げさせていただきます。

市庁舎整備に関する調査特別委員会中間報告案。市庁舎整備に関する調査特別委員会における調査の経過及び結果について中間報告をいたします。

本特別委員会は、平成25年1月16日の第1回鳥取市議会臨時会において、市庁舎整備に関する調査研究を目的とし、9人の委員で設置されました。現在までの15カ月の間に24回の委員会を開催し、鳥取市庁舎整備専門家委員会の報告及び請願、陳情の審査並びに鳥取市庁舎整備全体構想（素案）について議論を重ねてきているところであります。

また、市庁舎整備については、市民からも大変注目されている課題であり、本特別委員会のケーブルテレビ放送、インターネットによるオンデマンド放送、会議資料や会議録等のホームページへの公開を行い、情報提供を図ってきたところであります。

延べ24回にわたる本特別委員会で市庁舎整備のあり方について議論し、具体的な市庁舎整備の方向性について現本庁舎の現状の視察も行うなど、調査研究を進めました。その中で、市庁舎整備は喫緊の課題であり、市庁舎整備の方向性を早期に決定すること。合併特例債を財源の柱として活用し、本市の財政負担を可能な限り軽減させること。鳥取市庁舎整備全体構想（素案）で示された、1、防災機能の強化、2、市民サービス機能の強化、3、庁舎機能の適切な配置、4、活力と魅力あるまちづくりの推進、5、現在及び将来にわたる費用の抑制、この5つの方針に沿って市庁舎整備の検討をすること。以上の点については本委員会で合意がとれたところであります。

しかしながら、住民投票の結果について各委員の認識が違っており、議論は堂々めぐりを繰り返しました。住民投票の時点では議論が十分でなかった市庁舎整備の5つの方針のもと、耐震改修一部増築案、新築案を支持する委員の意見が分かれる中、それぞれの案について議論が重ねられ、十分な時間を費やし審査されてきたところではありますが、市庁舎整備は喫緊の課題であり早期に方向性を出す必要があることから、第23回の委員会において、現本庁舎を耐震改修すべきか否かについて採決しました。一部委員からは現時点での採決は認められないとの意見がありましたが、採決した結果、現本庁舎を耐震改修することについて賛成者なしとなり、現本庁舎を耐震改修することは否決されました。

今後は、本庁舎を新築することを基本に市庁舎整備について早期に具体的な方向性を決定するため引き続き調査研究を進めることとし、本特別委員会の中間報告といたします。以上です。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 今、事務局のほうから、この中間報告案を提案いただいたわけでございますけれども、先ほど委員会が閉会する前に、この中間報告の1、最後のまとめの部分で、私は本庁舎を新築することを基本に云々というような表現になっておる、このことについては今までの審議の経過を踏まえ大きな方向転換である、と削除してほしいということを申し上げ、その上で、まとめということであれば大変大きな方針転換であるので、皆さんと議論を交わす中で、どのようなまとめの文章がいいのか御議論をしていただきたいと、このような提案を申し上げたのですが。

先ほど、委員長が進められた議事運営、余りにも強引な抜き打ち的な採決という手法をとら

れたわけでございますけれども、私の提案に対し、やはり委員長として先ほどのような議事運営をされるということについて私はよく理解できませんので、委員長の所見を、見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

◆**中西照典 委員長** 私は、先ほどの議事運営をいたしましたのは、橋尾委員はこの3行を削除してほしいというのは当初からの意見でありました。そのためにそのことを諮りましたら、やはり、その前の前段の文章が確定してないのにその文章の削除等についての議題を諮るのはおかしいということで、前段の文章から検討してまいりました。

私としましては、委員長として、そういう意見の中、皆さんが交わされる中、橋尾委員の意見は皆さんに伝わっていることと思いましたので、私としましてはこの最後の3行については、委員長としてのここは私の述べたいところでありますので、今までもずっと前段の意見は交わされた中で、それぞれの委員がこの3段についてはそれぞれ意見をお持ちのことと思いましたので、私としては先ほどのように決をとらせていただきます。

その後、下村委員がその後におっしゃいましたけども、やはりこの部分については、皆さんの合意を早期にとるのが最善だと思ったところであります。

橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 委員長、私申し上げました。今までのこの特別委員会が、ずっと審議をしていた経過も委員長も十分御理解をされているというふうに思います。

言え、この中間報告でこのような報告を出すということになると議会としても大変大きな方針転換をすることになりますよと。そうであるならば、ここに至った経緯も踏まえて、どういう審議をし、どういう理由でこのように至ったのかというところのやはり記載を入れなければ、私は中間報告としてですよ、やはり不備があるという言い方はどうかと思いますが、やはり中間報告としての体をなしてないと、やはりこれは委員の皆さんで議論をして、我々9人が納得する形、合意がとれる形での検討を進めていただけませんかという提案でありました。それを先ほどのような提案をして、抜き打ち的な強行採決って言ったらおかしいが、あのような議事運営を私は承服しかねます。このことをはっきり申し上げます。

◆**中西照典 委員長** これより、中間報告案についてお諮りします。**（「委員長、意見があります」と呼ぶ者あり）**

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 先ほど、橋尾委員の御意見に対して委員長のほうから、委員長としてここが一番言いたいことなのでとおっしゃいました。そうなのかもしれません。だからこそしっかり議論しないといけないじゃないですか、ここについては十分議論していませんよ。きょうずっと見ていただいたらわかりますように、意見のたとえ違いはあっても、たとえ平行線の部分はあったとしても、その文章の最初からずっとしっかり議論してきたじゃないですか。委員長が一番言いたいというこのところについてですね、まさになぜ議論しないのですか、それについてもう一度お答えください。

◆**中西照典 委員長** 先ほども申しましたように、この分については、きょうはじめからずっと意見の交わされる中で、それぞれの委員が最終に向かって、最終の文章に向かって、それぞれの

委員が検討していただいたと私は認識しているわけであります。ですから、この文章については、それぞれの皆さんの中での判断にまかせて、私は先ほどのような議事運営をしたということであります。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 先ほど言いましたように、意見の違いとか、平行線とか、いろいろありますけれど、しかし、ここの部分については議論交わしてないじゃないですか。議会という場がちゃんと議論を交わすということを抜きに議事を進行するようなことでありましたら、もうそれは議会は議会でなくなると思いますよ。そのことだけは強く申し上げておきます。

◆**中西照典 委員長** これより中間報告案についてお諮りします。

桑田委員、文面について、はい。

◆**桑田達也 委員** ちょっと文言ですけども、先ほど伊藤委員のほうから示された2行ですね、少しちょっとこの堂々めぐりとか、委員みずからが、確かに現実はそうですけども、少し言葉がどうなのかなと、適切なのかなという思いがありまして、今拝見を。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** はい。

◆**中西照典 委員長** この文章は皆さんに示して、皆さんが決をとったところですので。

◆**桑田達也 委員** ただ表現、ここの表現は意味は一緒ですが、表現をこのようなことにしてはどうかなと思うものですから、ちょっと申し上げますと、しかしながら、住民投票の結果に対する考え方については委員間での相違があり、議論の一致を見ることはできませんでしたというような文言に変更できないでしょうか。意味は変わってないと思いますけど。

◆**中西照典 委員長** 先に申しましたけども、この文言を含めて決をとっておりますので、私はこのままいくべきだと思っておりますけどね。

桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 全体をずっとこの最初から読み下していきますと、少しこの議論は堂々めぐりを繰り返しましたというこの表現が、ちょっと失礼な言い方だけでも、この議会での委員長が議場で報告をされるにふさわしい文言ではないような気がいたします。35名の代表としてこの議場で発表され、また、議事録にも残されていく文章でございますので、できればもう少しこの議会にふさわしいといいますかね、そういう書き下し、表現の仕方があるじゃないかと。これは先ほど多数決でこのことは決まりましたから、もう少しこの表現を、意味は変えずに表現を変えてほしいという意味です。

◆**中西照典 委員長** 委員長としては、一旦決まったものですからこれを諮ってどうのということではできません。**(発言する者あり)** 案でありますけども、この部分は先ほど皆さんの多数決で決まったところ、ほかのどこだったらあれですけどね。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 表の一番下のくくりのところで、住民投票の時点では議論が十分でなかった市庁舎整備の5つの方針のもと、5つの方針っていうのは確認をされましたけど、これね、住民投票の時点では議論が十分でなかったという表現はちょっとやっぱり正しくないと思うのです

ね。そのときに市庁舎整備の5つの方針っていうものが出されていたわけではないし、それに第3次の特別委員会の報告の中で、今後の課題としてやっぱり上げられていることってあるのですよね。例えば新第2庁舎の建物ボリュームに係る事項とか、建物性能に係る事項とか、基本計画時に調査すべき事項とかね、ちゃんと課題として出されていることがあるので、ちょっとこれ誤解をやっぱり招くかなと思うのですけれども。

◆**中西照典 委員長** 下村委員。

◆**下村佳弘 委員** やはりこれちょっとわかりにくいと思いますね。住民投票の時点で5つの方針があったのだというふうなことにとれるので、これは文言を、字句をちょっと直して、最初言いましたように、十分でなかったが、市庁舎整備全体構想で示された5つの方針というふうに直されたほうがよくわかるというふうに思いますけども。

◆**中西照典 委員長** 住民投票の時点では議論が十分ではなかったが、で切るのですか。それで。

◆**下村佳弘 委員** 住民投票の時点で、この市庁舎整備全体構想の5つの案があったわけではないので、そのことをはっきりとわかっていただくために別々に示したほうがいいということです。

◆**中西照典 委員長** なかったら、その次はどう言われましたかね、その後ということですか。はい、済みません。

◆**下村佳弘 委員** なかったけれども、市庁舎整備全体構想で示された5つの方針のもとというふうに直されればよくわかるじゃないかなということを思いました。

◆**中西照典 委員長** 鳥取市庁舎整備全体構想素案で示されたということですか。棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** ここの文脈の中で伝えたいのは、その5つの方針をもとに議論してきてこうこうだったということですよ。それをあえて住民投票の時点では議論が十分ではなかった云々ってね。こういうことは不必要じゃないですか、またいろんな議論がこれ出てくると思いますよ。**(発言する者あり)** だから、文章的に言うと、市庁舎整備の5つの方針のもとと、ここから始まればいいじゃないですか、でないとまた議論がいろいろありますよ。

◆**中西照典 委員長** どうですか。

棕田委員の言われるように、住民投票の時点では議論が十分でなかったと、これはもうとってしまえっていうことですね。

橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 私もそのほうがいいのかと思います。と申しますのは、住民投票の時点では議論が十分でなかった、これは我々特別委員が議論しておったことでもない。それから先ほど言われたように、この文章では同じ土俵に上がった文章になってくるので、やっぱりそれは区別したほうがいい、これも当然だと思います。だから削除するのであれば削除で私はよかろうと思います。

もし削除しないということであるならば、この文面でいかれるということであるならば、確認の意味ですが、住民投票の時点、これは言えば、中西委員長が座長を務められておったときの条例案を検討されました。あのときも各会派の代表の皆さん集まって深夜にわたる調整もし

ていただいて、十分でなかったということでは私はなかったんだろうと思うんです。住民投票条例案に付ける対案も含めて、本当に各会派の代表の皆さんが機能の面も含めて、いろんな議論をされていく中で条例案をまとめたという私は認識で、大変御苦労されたということの認識を持っておりますので、この中間報告の中で、住民投票の時点で議論が十分でなかったという表現というのは私は適切じゃないかと、できるものなら今棕田委員がおっしゃったように、我々議論してなかったことでありますから、ここの部分は削除しても我々の中間報告に影響がないだろうというふうに思います。

◆**中西照典 委員長** 私が座長していたときのこと橋尾委員に言っていただきましたけども、それぞれの機能や、それからさまざまな問題が十分にされたと私は思っております。しかしながら、やはりまとめることはまとめたということは間違いなくまとめております。

桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 私はこの住民投票の時点では議論が十分でなかったという、ここの文言は大変重要だというふうに認識をしております、だからこそ改めて、将来必要な庁舎整備のあり方という5つの方針が示さざるを得なかったわけです。その結果、先ほどの橋尾委員のお言葉をお借りすると、大きな方針転換を議会としてもせざるを得ないという結論になっているわけです。ですから、ここの住民投票の時点での議論が十分でなかったという、ここを削除するってことは私はこの中間報告の中であってはならない大事な文言だというふうに、削除することがあってはならない部分だ、箇所だというふうに思っております。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 私は要らないと思います。削除をするべきだと思います。住民投票の時点では議論が十分でなかったということは、議会として住民投票のことを全然総括もしてないし、評価もしてないわけだから、こういうことが書けるわけですね、そもそも。議論しているのならまだしも。やってないことをやっぱり書くっていうのは一部の意見にしかすぎないと思いますので、私は必要ないと思います。

◆**中西照典 委員長** その当時の座長させていただいて議論はありました。それは間違いなく、さかのぼっていただければ議論はありました。しかしながら、それは十分であったかという私はそのようには思っておりません。これが私が座長のときの思い。これは座長個人の思いですから、委員がいろいろいらっしゃったわけですけど、そのようであったことは間違いありません。

ここですが、先ほど下村委員が言われた、住民投票の時点では議論が十分でなかったが、鳥取市庁舎整備全体構想(素案)の5つの方針のもとというふうに書いたらということでしたか、先ほどは、はい、そうですね。そういう意見でありますし、これはとったほうがいいという意見があります。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 書いてあるのをとったほうがいいという意見を言わせていただいたのですけど、そもそも出てくること自体がおかしいと思うのですね。何回も何回もこの委員会で言っていますけども、執行部が住民投票後の検討により明らかとなった2つの問題点っていうことを、

全体構想の案にも書いているし、こういうチラシにも書かれていますけど、今のところっていうのは②のところに当たると思うのですが、ここを何にも、議論も何にもせずにはすよ、議会としてどう考えるのかもしないのに、執行部の論をそのまま載せとるだけにしか私には思えないので、議論もしてないことを書くべきではないと、ただ、そういうことなのです。議論しているのだったら出てくるのはわかるけど、議論してないことを出すっていうのは何かうその報告書になりますが、違いますか。

◆**中西照典 委員長** 議論をしてないっていうのはどういう意味ですか。

◆**伊藤幾子 委員** あのね、執行部が住民投票後の検討により明らかとなった2つの問題点として、①実現できない内容を選択肢のひとつとして住民投票が実施されたこと。②実現できる機能とそれに要する費用についての議論が不十分だったこと。これを上げているわけですよね。議会としてこの住民投票のことをどう評価するのか、どう総括するのかっていうのを、ここでやらないと先に進めないっていうことは何度も言わせていただいたのですよ。

桑田委員は確か、この住民投票に関することは35人全議員の問題だと、だからここでやるのではなくて、何かしるべきときに何か別の形でかな、それはやらなあかんみたいなことを言われました。ていうことは議論してないっていう自覚はあるわけだから、やっぱり出てくると自体おかしいと思いますよ。

◆**中西照典 委員長** ちょっと僕のあれはね、住民投票の時点では議論が十分でなかったのは、この5つの方針が十分に行われていなかったですっていうことを僕は言っているのだと思いますけども。ですから、確かに防災の話も出てみたり、市民サービスのことも出ました。場所の問題も住民投票の素案をつくる時点では、条例案をつくる時点では、私は議論はなされたと思っていますよ。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** あのね、だから委員長が言われるように、住民投票の時点では議論が十分でなかった市庁舎整備の5つの方針のもっとっていう、この5つの方針は住民投票のときには出されてないのだから書く必要がないじゃないですか。**(発言する者あり)** だけど、桑田委員さんは何か言われることがどうも私そのように理解できなかったの、あえて言わせていただいたんですけど。桑田委員さんの言い分は、これが必要だってことでしょ、大事なところだって言われましたが、でしょ。何で大事になるのですか、だってもともと出てなかったのに。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** ですから、5つの方針を私たちは認めましたけども、その5つの方針を認めるに当たって経過を私たちは議論してきたわけですよね。その5つの方針をその住民投票の時点では、まさしくこの議論が十分じゃなかったからこそ、その市民に、また将来的な庁舎に必要な機能や防災面や、市民サービスや、そういった点を議論して方針を示さざるを得なかったわけじゃないのですか。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** だから先ほど言いましたけど、第3次の特別委員会の報告で、そういった何か防災だとか、そういったことの議論が十分でなかったという言い方はしておりません。今後の

課題として新第2庁舎の建物ボリュームだとか、建物性能に係る事項とかね、今後の課題としてということで報告をしているわけだからね、そういう言葉を使ってやるほうがいいじゃないかと思いますよ。その議論が十分でなかったっていうそういった決めつけはいけないじゃないでしょうか。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 今伊藤委員が言われたことを文面的にまとめるとこういうことになるのでしょうか、違いますか。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** こう書くことによって何を言いたいのですかね。こう書くのであれば、やっぱり住民投票というものの総括の議論をちゃんと特別委員会でやり、それも踏まえたものをちゃんと中間報告にも載せてですよ、その意見は合う合わないは出てきますが、その上で初めてこういう文脈になっていくのであって、いきなりここだけがこのように上がってくるということについてはおかしいじゃないですかってことを、前も申し上げましたが、今申し上げているわけです。

◆**中西照典 委員長** そのほかに。それぞれの意見があるようですが。
桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 伊藤委員もおっしゃったこの住民投票についての検証、また先ほど棕田委員がおっしゃった住民投票の総括、これは一体何を指しているのか、ちょっと改めて聞かせていただけませんか。

私の認識は住民投票の総括であり、住民投票の検証というのは、市民に対して不確かな提案を議会として行ってしまったその責任の総括であり検証であろうというふうに私は思うものですから、これは議会として、伊藤委員が何度もおっしゃる、その議会としての責任ということを経る場面はあって当然だろうと思いますけども、客観的に見て、住民投票のときに防災機能や住民サービスの向上であるとか、この庁舎の機能であるというようなことは、この議論の俎上には載ったけども検討会で、先ほど委員長がおっしゃったように十分な議論はされてないわけです。その十分な議論がされてないまま住民投票にかけられたと。だからこそ、私たちはこの3次の特別委員会、そして4次の特別委員会の中で、新たに庁舎の将来性を見据えた5つの方針ということを明らかにして、確認をして、そして議論を進めようと言っているわけです。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 十分な議論もせずに住民投票にかけられたというのはどこでどうやって話し合いをされたのでしょうか。私はそんな話し合いをした覚えは全くありません。

何度も何度も言いますが、執行部が市長を筆頭に、住民投票が終わった後の言動を見れば、本当に住民投票を否定するようなことを言っているわけですよ。この全体構想の中でも2ページにもちゃんと書かれてあるし、チラシにも載っているけれども、住民投票後の検討により明らかとなった2つの問題点ということが出されていますよね。これを住民投票を議会発議でやった議会では何の議論もしてないのに、私は桑田委員が言われたような、十分な議論もせず住民投票をしたなんてことは本当に議会人として言えません。何でそういうことが言

えるのかがわかりません。

◆**中西照典 委員長** 橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** この5つの方針が出ているのですけども、例えば1番の防災機能の強化っていても、1号案である新築移転でも500平米というものが計画をされておった。どこに配置するかは別にして、2号案でも防災機能の強化ということで鳥取市の脆弱な機能を500平米のスペースをとって2号案を提案しておる。これもやっぱりあれですよ、その500平米が適当かどうか、それは別として議論をやっていきましょうと。500平米あれば防災機能あるいは防災の対策本部、そういうものも設置できるだろうと。

2番の市民サービスの機能の強化、これはもう新築しようが耐震改修をしようが、求められる部分というのは非常にソフトな部分もたくさんあると、耐震改修案一部増築案で十分これに対応できるだろう。庁舎機能の適切な配置、この適切な配置にしても耐震改修一部増築案にすることによって、これは駅南庁舎も有効活用しながらやろうということ。これは4番の活力と魅力あるまちづくりの推進、これにも関連をしてくること。

費用の抑制という5番目でも、そりゃ新築するより耐震改修するほうが安くつくわけですよ。だからそういうことも含めて2号案を提案し、それをその条例案、検討委員会のほうでも全会一致で承認をされ住民投票をかけた。そしてその後の経過として、住民投票をやった後で、第3次の検証になった折に、市民の団体のほうから住民投票は無効だという陳情も出てまいりました。その折にもこの特別委員会が、この住民投票というのは瑕疵がなく有効だということで全会一致で承認しているじゃないですか。

やはり私はこの住民投票というものは、やっぱり皆さんもっと重く受けとめていただきたい、尊重していただきたい、これが私の切なる思いでございます。

◆**中西照典 委員長** 意見はお聞きました。

今問題になっている住民投票の時点で議論が十分でなかったということではありますが、私もそのときの座長をさせていただいております。この文言は私の思いと一緒にあります。で、やはりそういう思いがあるから、一つ一つ、一つ一つ、やっていこうということでここまで来たわけです。4つの案にするよりも、やっぱりまず本庁舎をどうするかということで皆さんに議論をしていただきここに来ているところであります。

それぞれの意見がありますが、私は先ほど下村委員がわかりにくいつて言われたように、住民投票時点では議論が十分でなかったが、鳥取市庁舎整備全体構想（素案）の5つの方針のもとというふうに書き直したほうがわかりやすいという、下村委員の意見をとりたいと思います。そのことを申し述べて、これより中間報告案についてお諮りします。

先ほど私が文言を述べましたが、そのことは訂正するとして、お手元に配付しております中間報告案について、本会議に報告することに賛成の方は挙手を願います。

挙手多数

◆**中西照典 委員長** 挙手多数であります。多数と認め、本中間報告案を本会議に報告することを決定しました。

委員長は、本中間報告案について、本会議に報告するということにいたします。

それでは、これをもちまして。**(発言する者あり)**

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 本会議にかかるということで、その結果はちょっとまだ出ておりませんが、委員会としてその中間報告をするとなると、その後、私はこの特別委員会で市民に対して説明会を開くのがいいと思うのですよね。なかなかこの文章だけでは本当にわかりませんので、幾らテレビを見ているっていてもわかりませんので、私はそういうこの特別委員会で中間報告の市民説明会を開くことを提案したいと思います。

◆**中西照典 委員長** 提案を受けます。提案については、次回の委員会でそのことを皆さんにお諮りしたいと思います。

○**勝井節朗 市議会事務局次長** 文字の訂正とか、段落、段組みにつきましては、事務局のほうでさせてもらってよろしいでしょうか。

◆**中西照典 委員長** そのことについては、皆さん、よろしいですか。**(「はい」と呼ぶ者あり)**

じゃあ、そのことは、今次長が申しましたことは、皆さんの了解を得たいたします。

それでは、市庁舎整備に関する庁舎特別委員会第25回をこれで閉会いたします。

午後6時26分 閉会